

# 消費者団体訴訟制度の骨格について

平成 16 年 12 月 22 日

国民生活審議会消費者政策部会  
消費者団体訴訟制度検討委員会

# 目 次

はじめに	1
第1 消費者団体訴訟制度の必要性	2
1. 消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性	2
2. 消費者被害の未然防止・拡大防止における消費者団体の重要性	3
3. 消費者団体に差止請求権を認める必要性	3
4. 消費者被害の損害賠償請求について	4
第2 消費者団体訴訟制度構築の方向性	5
1. 基本的考え方	5
2. 差止めの対象とすべき事業者の行為	6
(1) 基本的考え方	6
(2) 差止めの対象とすべき事業者の行為	6
3. 適格消費者団体の要件の在り方	7
(1) 基本的考え方	7
(2) 適格要件の具体的な在り方	8
(3) 適格要件への適合性判断の在り方	11
(4) 事後的担保措置	12
4. 訴訟手続の在り方	12
(1) 基本的考え方	12
(2) 適格消費者団体相互の関係について	13
(3) 差止判決の実効性確保について	14
(4) 制度運営の円滑化について	15
5. 制度の実効性を高めるための方策	17
(1) 適格消費者団体の自主的な取組みの重要性	17
(2) 環境整備の方向性	17
おわりに	19
審議経過	20
消費者団体訴訟制度検討委員会委員名簿	21
< 参考資料 >	

## はじめに

近年、消費者契約に関わるトラブルが増加しており、その内容は一段と多様化・複雑化している。こうした中で、消費者の利益の擁護を図るための仕組みとして、消費者団体が消費者全体の利益のために訴えを提起することを認める制度（消費者団体訴訟制度）を導入する必要性が高まっている。

消費者団体訴訟制度については、消費者契約法制定に際しての衆参両院における附帯決議（平成 12 年 4 月）、司法制度改革推進計画（平成 14 年 3 月閣議決定）等において、その検討の必要性が指摘されてきた（資料 1）。

また、平成 15 年 5 月の国民生活審議会消費者政策部会報告においては、差止めを中心とする消費者団体訴訟制度を早急に導入することが必要である旨が提言された。

このような中で、平成 16 年 4 月、国民生活審議会消費者政策部会に消費者団体訴訟制度検討委員会が設置された。以降、本検討委員会では、関連団体へのヒアリングを経て、制度を構築するための主な論点について討議を行ってきた。本報告は、これまでの検討に基づき、消費者団体訴訟制度の骨格についてとりまとめたものである。

## 第1 消費者団体訴訟制度の必要性

### 1. 消費者被害の未然防止・拡大防止の必要性

近年、商品・サービスに関する消費者トラブルが増加しており、特に消費者契約に関わるトラブルについては、全国の消費生活センター等に寄せられた苦情相談の8割程度を占め、深刻な状況となっている（資料2）。

消費者契約に関連した被害については、一般に、同種の被害が多数の者にわたるといった特徴を有している。このため、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要であり、事業者による不当な行為を何らかの方法で抑止する必要がある。

この抑止の手法については、消費者政策の在り方に関し、行政による事業者に対する規制よりも、市場メカニズムを活用するものに重点をシフトすることが求められていることを踏まえて検討する必要がある（資料3）。

しかし、消費者にとって、事業者の行為の不当性を認識した場合には、契約の締結を回避すれば足りることもあり、現行法上、直接的な被害を受けていない消費者が、事業者の不当な行為の抑止を求める権利は認められないとされている。

こうしたことを踏まえ、事業者の不当な行為の抑止につき、どのような者がどのような方法で当たるのが適当であるかについての検討が求められている。

## 2．消費者被害の未然防止・拡大防止における消費者団体の重要性

消費者団体には、消費者の利益の擁護を図るため、消費者に代わって、市場において事業者の行為を監視するなど消費者の視点に立って活動することが期待されている（資料4）。

平成16年6月に施行された消費者基本法において、新たに消費者団体に関する規定が設けられ、消費者団体の努める活動の一つとして、「消費者の被害の防止及び救済のための活動」が盛り込まれた（資料5）。

このような役割が期待される消費者団体は、事業者の不当な行為を抑止する重要な担い手と考えられる。

## 3．消費者団体に差止請求権を認める必要性

消費者団体の中には、実際、事業者の不当な行為を抑止する担い手となるべく、事業者に対して、不当な行為の改善を求める活動などを自主的に行い、一定の成果を上げているものがある。

しかしながら、これらの自主的な活動には法的な裏付けがないことから、事業者側から誠実な対応が得られない場合があるなど、その実効性において限界があると指摘されている（資料6）。

こうしたことを踏まえると、現行制度は、事業者の不当な行為を抑止していく上で十分とはいえないと考えられる。このため、一定の消費者団体に、消費者全体の利益を擁護するため、事業者の不当な行為に対して差止めを求める権利を認める必要がある<sup>1</sup>（資料7）。

---

<sup>1</sup> このような制度は、EU諸国をはじめとする多くの諸外国で既に導入されており、消費者被

#### 4 . 消費者被害の損害賠償請求について

消費者被害は、同種の被害が多数の者に及ぶものの、個々の消費者に生じる被害額が比較的少額であることから、事後の被害救済を求めて個々の消費者が訴えを提起することは困難な場合が多い。このため、消費者団体が個々の被害者に代わって損害賠償を請求するといった制度の導入が必要との考え方がある。

この考え方は、個々の被害者が損害賠償請求権など事業者に対する何らかの請求権を有していることを前提として、少額多数被害救済の実効性を確保しようとするものである<sup>2</sup>。

しかしながら、このような少額多数被害救済のための手法については、消費者団体が損害賠償等を請求する制度以外にも、様々なものが想定されうる。

実際、こうした観点から、選定当事者制度の改善<sup>3</sup>がなされ、その他司法アクセスの改善など、個人が訴えを提起することに伴う困難性そのものを改善しようとする具体的な施策が講じられつつある(資料10)。

このように、消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入については、上記のような手法の展開を十分に注視し、その上で、同制度の必要性も含めて、慎重に検討されるべきである<sup>4</sup>。

---

害の未然防止・拡大防止において相当の役割を果たしていると考えられる(資料8)。

<sup>2</sup> この点で、直接的な被害を受けていない者に事業者の不当な行為の差止めを求める権利が現行法上は認められていない未然防止の局面とは大きく異なる。

<sup>3</sup> 選定当事者制度とは、共同の利益を有するものの中から全員のために原告(または被告)となるべき一人または数人を選定し、その選定された者が自己と他人のために、当事者として訴訟を行う制度。平成8年の民事訴訟法改正により、選定の要件が緩和された(資料9)。

<sup>4</sup> なお、消費者団体による損害賠償の請求に関しては、消費者個人の損害賠償請求権を前提としない考え方(利益の吐き出し請求等)もあるが、そのような考え方は、我が国において一般

## 第2 消費者団体訴訟制度構築の方向性

### 1. 基本的考え方

差止めを中心とする消費者団体訴訟制度は、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体に対して民事実体法上の請求権を認めるものとするのが適切である。

こうした考え方を踏まえると、本制度には、請求権を行使する主体とそれによって保護される利益の帰属先が異なるという大きな特徴がある。

このため、制度の導入にあたっては、以下の点について、十分検討を行う必要がある。

ア . 消費者全体の利益を擁護するという観点から、事業者のどのような行為を差止めの対象とすべきか

( 差止めの対象とすべき事業者の行為 )

イ . 消費者全体の利益のために請求権を行使する主体としてふさわしい消費者団体 ( 適格消費者団体 ) はどのようなものか

( 適格消費者団体の要件の在り方 )

ウ . 請求権を行使する主体と、それによって保護される利益の帰属先が異なることなどから、訴訟手続において特段の措置を講じる必要があるか

( 訴訟手続の在り方 )

---

的ではなく、慎重な検討が必要と考えられる。

## 2. 差止めの対象とすべき事業者の行為

### (1) 基本的考え方

消費者契約法<sup>5</sup>は、消費者利益を擁護するために、消費者契約全般に広く適用される一般的な民事ルールとしての性格を有するものであり、本制度の対象となる実体法については、消費者契約法を基本とする（資料11～13）。

### (2) 差止めの対象とすべき事業者の行為

#### 不当な契約条項の使用

消費者契約においては、事業者が多数の消費者を対象として同一または同種の取引を行うことが一般的である。このため、事業者が使用する契約条項の中に不当な契約条項が含まれている場合には、消費者被害が広く拡大しやすいことから、事業者による不当な契約条項の使用に対する差止めを認めることが必要である。

#### 不当な勧誘行為

消費者契約においては、事業者が契約の締結を勧誘するにあたって不当な勧誘方法が用いられ、消費者・事業者間のトラブルが発

---

<sup>5</sup> 消費者契約法は、大きく分けて 不当な契約条項に対する規律及び 事業者の不当な勧誘行為に対する規律によって構成されている。

生ずる事例が多い。

このため、事業者による一定の不当な勧誘行為が反復継続して行われているなどの場合には、消費者被害が広く拡大しやすいことから、差止めを認める必要がある。

### 3. 適格消費者団体の要件の在り方

#### (1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度が、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体（適格消費者団体）に対し差止請求権を認める制度であることを踏まえると、適格消費者団体の要件は、以下の3つの観点を基本とすべきである。

ア .消費者全体の利益を代表して消費者のために差止請求権を行使できるかどうか （消費者利益代表性）

イ . 差止請求権を行使し得る基盤を有しているかどうか （訴権行使基盤）

ウ . 不当な目的で訴えを提起するおそれはないか （弊害排除）

具体的な適格要件の設定にあたっては、適格消費者団体の行使する差止請求権が、社会的にも経済的にも大きな影響を与うるものであることを踏まえ、明確かつ適切な基準とする必要がある。

## ( 2 ) 適格要件の具体的な在り方

### 団体の目的

団体がその定款等において規定する団体の目的に消費者利益の擁護が掲げられている必要がある。

営利を目的とする団体については適格消費者団体の対象から除外すべきである（資料 14）。

### 活動実績

消費者利益代表性を有すると真に認められるためには、団体の主たる活動が、上記の目的に沿って、相当期間、継続的に行われている必要がある。

### 団体の規模

団体の規模の要件については、一定の消費者からの支持を得ていることの表れとして、消費者利益代表性を判断する基準の一つと考えられる一方、団体が継続して活動しうることの表れとして、訴権行使基盤を判断する基準の一つとも考えられる。

団体の規模の具体的な考え方については、このような要件の位置づけを踏まえ検討する必要がある。

## 事業者等からの独立性

団体が特定の事業者ないし事業者団体の影響下にある場合、事業者の不当な行為に対して十分な対応が期待しえない、競合する事業者に対する不当な訴えが提起されるおそれがあるなどの問題が想定される。消費者全体の利益を擁護するという消費者団体訴訟制度の趣旨に鑑みると、事業者等からの独立性を要件とすることが必要である。

なお、消費者団体の中には、活動資金の確保等のために事業を行っている団体もあるという現状を踏まえ、事業者性の範囲等独立性の内容について、今後、さらに議論を深める必要がある。

## 法人格

団体は法人格を取得することによって権利・義務の主体となることが原則である<sup>6</sup>。

我が国においては、法人格を有しない団体であっても、いわゆる権利能力なき社団と認められる場合には、訴えを提起することも民事訴訟法上可能とされている（資料15）。しかしながら、権利能力なき社団に該当するかどうかは個々の裁判において判断されるため、法人格を有しない団体を適格消費者団体として認めることは、制度の安定性を欠く<sup>7</sup>。

---

<sup>6</sup> 法人とは、自然人以外のもので、法律上、権利・義務の主体たりうるものをいう。法人には、営利を目的とする法人のほか、公益法人や社会福祉法人等、いくつかの形態がある。

<sup>7</sup> 近年、NPO法人制度や中間法人制度が新たに創設され、非営利団体が比較的容易に法人格を取得しうる環境が整備されてきている。

このため、法人格を有していることを要件とすることが必要である。

#### 人的基盤、財政基盤、組織運営体制

消費者団体訴訟制度が消費者の利益のために実効的かつ適切に運用されるためには、団体が差止請求権を的確に行使するための、人的基盤、財政基盤、適切な組織運営体制を具備していることが必要である。

#### ア．人的基盤

団体が差止請求権を的確に行使するに当たっては、消費者被害についての情報を収集・分析した上で、事業者に対して事前交渉や差止請求を適切に行い、その結果についての情報を広く消費者に提供するといった活動が求められる。

このため、団体には、これらの活動全般にわたっての人的能力や専門性を備えていることが必要と考えられる（資料16）。

#### イ．財政基盤

財政基盤は団体の活動の裏付けとなるものであり、継続的に活動しうるに十分な財政基盤を有していることが必要である。

#### ウ．組織運営体制

団体が差止請求権を適切に行使しうるためには、適切な組織体制の下で、健全で透明性の高い事業運営が行われていることが必

要である。

### 暴力団等の排除

差止請求権を行使しようとする団体が暴力団等の反社会的存在の支配の下にある場合、正当な権利行使を装って事業者等に不当な要求を行うことが想定される。このため、このような反社会的存在からの独立性を要件とすべきである。

### (3) 適格要件への適合性判断の在り方

消費者団体が適格要件を満たしているかどうかの判断については、あらかじめ行政が団体の適格要件への適合性を判断する方法と、団体が個別に提起した訴えごとに裁判所が当該団体の適格要件への適合性を判断する方法が考えられる。

前者の方法については、どの消費者団体が適格消費者団体であるかが消費者・事業者双方にとって明確となり、訴訟前交渉の促進、不適切な団体による不当な要求の防止等を通じて、消費者団体訴訟制度の効果的・効率的な運営に資すると考えられる。

一方、後者の方法については、訴え提起時点では制限がないことから、事業者の不当な行為の発生後、より迅速に訴えを提起することが可能になるといったメリットも考えられるが、前者の方法と比べ、制度の安定性や信頼性の確保の面で問題があると考えられる<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> 例えば、個別の訴えごとに適格要件の適合性が争われる可能性があるほか、不適切な団体を排除することや訴訟前の交渉を促すことが困難となることが考えられる。

以上を踏まえると、行政があらかじめ適格要件への適合性を公正かつ透明な手続の下に判断すべきである。

#### (4) 事後的担保措置

適格要件への適合性を認められた団体であっても、その後、適格要件を欠くに至ることがあり得る。これをそのままにして放置することは、制度の信頼性を損なうことになり、適切でない。そのため、適格性を認められた団体に対して、その適格性が事後的にも担保されるよう一定の措置をとる必要がある(資料17)。

### 4. 訴訟手続の在り方

#### (1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度における訴訟手続については、本制度が民事訴訟の枠組みを利用するものであることから、原則として民事訴訟法の規定に従うべきである。

一方、本制度には、

- ・ 訴えを提起し得る適格消費者団体が複数存在すること
- ・ 訴訟により消費者全体の利益の擁護を目指すものであること
- ・ 我が国の法制上新しい訴訟類型であること

という特色がある。

これらの特色を踏まえ、手続ルールの明確化や濫訴の防止を図ることなどにより制度を有効・適切に運営するという観点から、訴訟手続

に関して、特段の措置を講じる必要があるかどうかについて、個別に検討を行う必要がある。

## ( 2 ) 適格消費者団体相互の関係について

### 既判力の範囲

本制度における差止請求権はそれぞれの適格消費者団体に認められた権利と考えられる。この場合、ある適格消費者団体が提起した差止請求事件における判決の既判力<sup>9</sup>の範囲については、当該事件の当事者限りとし、他の適格消費者団体には及ばないとするのが民事訴訟法の基本原則に整合的である。

他の適格消費者団体による訴え提起によって紛争の蒸返しが生じるのではないかという懸念もあるが、この点については、適格消費者団体の要件の在り方も踏まえ、さらに検討する必要がある。

### 同時複数提訴の可否

ある適格消費者団体が起こしている差止めを求める訴えの係属中に、別の適格消費者団体が同一事案に関して、さらに差止めを求める訴えを提起（同時複数提訴）しうるかどうかに関しても、特段制限されないとするのが民事訴訟法の基本原則に整

---

<sup>9</sup> 確定判決には、以後この確定判決の判断に反する主張を認めないとする効力（既判力）が認められており、この既判力は原則として訴訟当事者に及ぶ（資料 18）。

合的である（資料 19）。

他の適格消費者団体による訴え提起によって、事業者に過重な負担が生じるのではないかという懸念もあるが、この点についても、適格消費者団体の要件の在り方も踏まえ、さらに検討する必要がある。

#### 請求の放棄、和解等の可否

請求の放棄や和解等の可否に関しても、特段の制限がされないとするのが民事訴訟法の基本原則に整合的である。不当な和解等については、他の適格消費者団体によりこれを争うことが可能と考えられ、あえて特段の措置を講じる必要はないと考えられる（資料 20）。

### （3）差止判決の実効性確保について

#### 判決の援用制度

消費者団体訴訟制度を導入している国のうちドイツ等一部の国では、差止判決の実効性を確保するため、消費者が個別訴訟の中で当該差止判決を援用する場合、個別の条項を無効とみなす規定が設けられている（資料 21）。

この援用制度については、判決の実効性確保、個別消費者の利益などの観点から、導入することが必要との指摘がある。一方、一部無効を定めた規定に反する契約条項の差止請求等の場合に、

援用によって個別訴訟にどのような効果が生じるか明らかでないとして、その導入に対する問題も指摘されている。

援用制度は判決の効力に関して民事訴訟法の一般原則に対する例外を定めるものと考えられるため、その必要性については、導入した場合の効果等も踏まえ、慎重に検討する必要がある。

### 判決の周知・公表

本制度は、消費者全体の利益擁護を図ることを目指すものであり、差止判決の内容等を消費者に広く周知させることが重要である。このため、消費者への情報提供として効果的な手法が求められる。

## (4) 制度運営の円滑化について

### 事業者との事前交渉

消費者団体訴訟において、適格消費者団体と相手方事業者との間の事前交渉（警告・交渉等）を充実させることは、消費者団体及び相手方事業者双方の負担を軽減するとともに、早期解決につながると思われる。

しかし、被害拡大防止のため緊急の対応が求められる場合や事業者が交渉に応じない旨を明らかにしている場合などが想定され、事前交渉を義務付けることは適切ではない。

## 管轄裁判所の決定

本制度における差止めを求める訴えを管轄する裁判所については、被告である事業者の所在地（営業所）を管轄する裁判所を基本としつつ、被告の応訴の負担<sup>10</sup>や審理の便宜<sup>11</sup>、適格消費者団体の要件の在り方を踏まえ、さらに検討する必要がある。（資料 22）。

## 訴額の算定

本制度における差止めを求める訴えの訴額の算定については、適格消費者団体が金銭的な利益を得るわけではないことから、非財産権上の訴えとみなして取扱うことが適当である（資料 23）。

---

<sup>10</sup> 管轄地を広く認めると、適格消費者団体が恣意的に管轄裁判所を選択することなどによって、被告となる事業者が過重な応訴の負担を負うおそれがある。

<sup>11</sup> 差止めを求める訴えの審理の過程において、重要な間接事実の一つとして個々の消費者に対する契約条項の使用状況や勧誘行為の状況が問題となるものと考えられる。このため、証人となりうる消費者が多数存在する不当な契約条項が使用された地及び不当な勧誘行為が行われた地において審理を行うことには一定の合理性があるとも考えられる。

## 5．制度の実効性を高めるための方策

### ( 1 ) 適格消費者団体の自主的な取組みの重要性

消費者団体訴訟制度が消費者全体の利益を擁護するという本来の目的を達するためには、適格消費者団体が差止請求権を制度の目的に沿って適切に行使することが求められる。

そのためには、適格消費者団体が、十分な情報収集力、人材、財政基盤等を備えている必要があり、これらは適格要件の重要な要素である（前掲資料 16）。適格消費者団体は、これらの基盤を備えるため、まずは自主的な取組みを行う必要がある。

### ( 2 ) 環境整備の方向性

適格消費者団体の自主的な取組みを基本としつつ、制度の実効性を高める観点から、適格消費者団体が差止請求権をより行使しやすくするための環境整備が重要と考えられる。

行政においては、消費者団体訴訟制度の導入を視野に入れて活動している団体の状況も踏まえつつ、情報、人材、資金等の面でどのような方策を講ずることが可能であり適切であるかについて検討する必要がある。

また、制度の実効性を高めるためには、適格消費者団体が消費者被害の情報収集に努めるだけでなく、個々の消費者が消費者被害の情報を適格消費者団体に迅速に提供することも重要である。このため、制度に関する広報・啓発等を通じて、個々の消費者の制度に対する理

解の増進を図る必要がある。

さらに、国民生活センター等においても、適格消費者団体に対し、消費者全体の利益を十分考慮して、積極的に情報提供に努める必要がある。

## おわりに

本検討委員会では、これまで、どのような消費者団体が、どのような訴えを提起しうる制度にするのか、また、制度が適切に活用されるためにはどのような措置が必要か、といった視点から検討が進められてきた。本報告は、これまでの検討に基づき、消費者団体訴訟制度の骨格をとりまとめたものである。

一定の消費者団体が消費者全体の利益のために差止請求権を行使することを認めるという本制度は、我が国の法制上新しいものである。このため、制度を構築するに当たっての論点は広範にわたり、具体的に制度を設計するには、本報告で示した骨格を踏まえ、さらに検討を進める必要がある。

例えば、具体的にどのような行為を差止対象とするのか、適格消費者団体の要件について具体的な判断基準の在り方はどうあるべきか、また、訴訟手続について、適格消費者団体の在り方を踏まえた上でどのように考慮すべきかといった事項について、十分に議論する必要がある。

本検討委員会は、消費者団体訴訟制度の具体化を図るため、今後、さらに検討を進めていくこととする。

## 審議経過

回数	開催日	議 題
第1回	平成16年 5月24日	消費者団体訴訟制度に関する今後の検討方針について
第2回	7月 2日	関係団体からのヒアリング ・ 国民生活センター ・ 消費者団体 (消費者団体訴訟制度を考える連絡会議) ・ 日本弁護士連合会
第3回	7月20日	関係団体からのヒアリング ・ 日本経済団体連合会 ・ 中小企業団体 (全国商工会連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会) ・ 消費者団体 (全国消費者団体連絡会、全国消費生活相談員協会)
第4回	8月13日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理(第1回) ・ 訴権の種類 ・ 訴権の内容
第5回	9月10日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理(第2回) ・ 適格団体の要件
第6回	9月24日	消費者団体訴訟制度に係る論点整理(第3回) ・ 制度運営上の諸問題
第7回	10月 7日	これまでの審議経過について
第8回	11月17日	制度の実効性を高めるための方策について 消費者団体訴訟制度の骨格について(素案)
第9回	12月13日	消費者団体訴訟制度の骨格について(案)

## 消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(平成16年12月13日現在)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員長代理	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚荘一郎	上智大学大学院法学研究科助教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部 法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授

## < 参 考 資 料 >

1 . 消費者団体訴訟制度の背景	
( 資料 1 ) 消費者団体訴訟制度の検討に関するこれまでの経緯	1
( 資料 2 ) 消費生活に関する苦情・相談件数及び契約・解約、販売方法に係る苦情・相談の割合の推移	3
( 資料 3 ) 消費者政策の理念	4
( 資料 4 ) 消費者団体の役割	4
( 資料 5 ) 消費者基本法	5
( 資料 6 ) 消費者団体の活動事例	5
( 資料 7 ) 消費者団体訴訟制度のイメージ図	6
( 資料 8 ) 海外における消費者団体訴訟制度の概要	7
( 資料 9 ) 現行法における集団訴訟形態	11
( 資料 10 ) 司法制度改革における司法アクセス改善	12
2 . 消費者団体訴訟制度の対象	
( 資料 11 ) 消費者契約法の概要	13
( 資料 12 ) 消費者契約法に関連した相談事例	14
( 資料 13 ) 消費者契約法に関連した判例	16
3 . 適格消費者団体の要件	
( 資料 14 ) 我が国の法人制度の概要	18
( 資料 15 ) いわゆる権利能力なき社団について	19
( 資料 16 ) 差止請求権行使に要する手続イメージ	20
( 資料 17 ) 各法令による監督制度比較表	21
4 . 訴訟手続の在り方	
( 資料 18 ) 既判力の範囲について	22
( 資料 19 ) 同時複数提訴について	24
( 資料 20 ) 訴えの取下げ、請求の放棄、和解について	25
( 資料 21 ) 援用制度の概要	27
( 資料 22 ) 土地管轄について	29
( 資料 23 ) 訴額について	31
5 . 消費者団体の現状について	
( 資料 24 ) 我が国の消費者団体の会員数とその推移	33
( 資料 25 ) 我が国の消費者団体の会員数別割合	34
( 資料 26 ) 法人格を取得している消費者団体数	34
( 資料 27 ) 我が国の消費者団体の活動地域別団体数	35
( 資料 28 ) 我が国の消費者団体の活動内容	36

(資料1) 消費者団体訴訟制度の検討に関するこれまでの経緯

【1】 衆議院 商工委員会 消費者契約法案に対する附帯決議

(平成12年4月14日)

政府は、本法が、消費者と事業者との間に情報の質・量及び交渉力の格差が存在することにかんがみ、消費者利益の擁護のための新たな民事ルールを定めようとするものであることの意義を十分に認識し、本法施行に当たり、消費者契約に係る紛争の防止とその公正かつ円滑な解決を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1・2 (略)

3. 紛争の究極的な解決手段である裁判制度を消費者としての国民に利用しやすいものとするという観点から、司法制度改革に係る検討に積極的に参画するとともに、その検討を踏まえ、本法の施行状況もみながら差し止め請求、団体訴権の検討を行うこと。

4. 電子商取引の進展など、消費者契約の内容や形態が急速に多様化・複雑化してくることを踏まえ、また本法が主として裁判等の規範としての性格を有することにかんがみ、消費者契約に係る判例に関する情報及び消費生活センター等の裁判外紛争処理機関における処理例の情報の蓄積に努め、本法施行後の状況につき分析、検討を行い、必要があれば5年を目途に本法の見直しを含め所要の措置を講ずること。

5・6 (略)

【2】 参議院 経済・産業委員会 消費者契約法案に対する附帯決議

(平成12年4月27日)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1～4 (略)

5. 紛争の最終的な解決手段である裁判制度が消費者にとって利用しやすいものとなるよう、司法制度改革の動向及び本法の施行状況を踏まえ、差し止め請求に係る団体訴権について検討すること。

6. 消費者契約が今後ますます多様化かつ複雑化することにかんがみ、本法施行後の状況につき分析・検討を行い、必要に応じ5年を目途に本法の実効性をより一層高めるため、本法の見直しを含め適切な措置を講ずること。

【3】 司法制度改革推進計画（抄）（平成14年3月19日閣議決定）

第1 民事司法制度の改革

7．裁判所へのアクセス拡充

（4）被害救済の実効化

イ．少額多数被害への対応

いわゆる団体訴権の導入、導入する場合の適格団体の決め方等について、法分野ごとに、個別の実体法において、その法律の目的やその法律が保護しようとしている権利、利益等を考慮した検討を行う。（内閣府、公正取引委員会、経済産業省）

【4】 第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書 「21世紀型の消費者政策の在り方について」（抄）（平成15年5月28日）

第4章 消費者政策の実効性確保

第5節 消費者団体訴訟制度

3．消費者団体訴訟制度

（1）被害を受けた消費者個人が被害救済のために訴えを提起することが困難な状況にかんがみれば、消費者被害を効果的に防止・救済するため、消費者団体訴訟制度を導入することが必要である。消費者団体訴訟制度としては、消費者団体に、不当条項の使用や不当な勧誘行為等に対する差止請求権を認める制度や損害賠償請求権を認める制度が考えられるが、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみると、消費者被害の発生・拡散を防止するための差止制度を早急に導入することが必要である。

【5】 第35回消費者保護会議決定「消費者が自立できる環境づくりに向けて - 暮らしの構造改革 -」（抄）（平成15年7月22日）

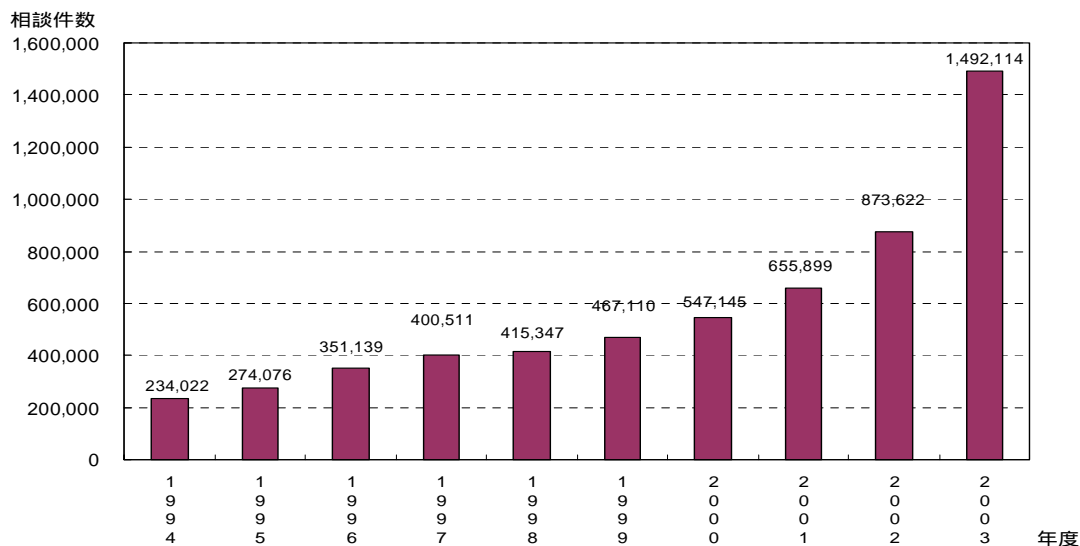
政府としては、同報告の趣旨を最大限尊重し、下記の事項を始めとして、戦略的かつ機動的に消費者政策を推進する。

3．消費者団体訴訟制度の導入

事業者に比べ弱い立場にある消費者個人に代わり、一定の消費者団体に、訴訟を提起する権利を認める制度（消費者団体訴訟制度）について、特に、消費者被害が多発している現状にかんがみ、不当条項の使用等に対する差止制度の導入を検討する。

(資料2) 消費生活に関する苦情・相談件数及び契約・解約、販売方法に係る苦情・相談の割合の推移

消費生活に関する苦情・相談件数の推移

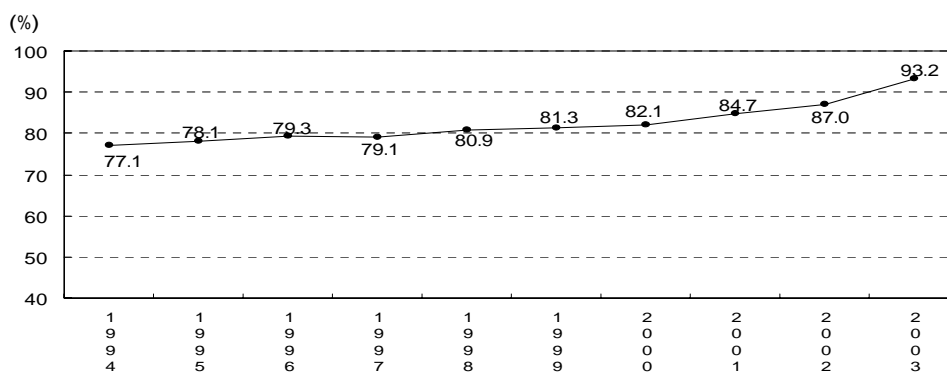


(備考) 1. 上記苦情・相談件数は、国民生活センター、全国の消費生活センターに寄せられた苦情・相談件数のうち、2004年11月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された件数。

2. これらの件数のうち架空請求事案に関する苦情・相談件数は以下の通り。

2000年度 15,071件    2001年度 17,308件    2002年度 75,749件  
2003年度 476,000件

消費生活に関する苦情・相談件数のうち契約・解約、販売方法に係る件数の割合の推移



(備考) 1. 上記割合は、2004年11月末現在で全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)に登録された苦情・相談件数のうち、契約・解約、販売方法に係る苦情・相談件数の占める割合。

2. PIO-NETに登録された苦情・相談情報は、同時に複数項目に計上されうる。上記割合は全件数のうち「契約・解約」または「販売方法」に係る苦情・相談として計上されたものを対象としている。

## (資料3) 消費者政策の理念

第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」(抄)(平成15年5月28日)

### 第2章 21世紀型消費者政策の在り方

#### 第1節 消費者政策の理念

##### 1. 消費者政策の転換

##### (2) 市場メカニズムの活用 - 事前規制から事後チェックへの重点シフト

消費者政策の基本的な考え方は、相対的に強い立場の事業者の活動に一定の規制を加えるとともに、弱い立場の消費者に対して情報提供、消費者教育、苦情処理等による支援を行うことを通じて消費者利益の確保を図ろうとするものである。

その基本的な考え方は変わるものではないが、90年代に入り、規制緩和が進展し、市場メカニズムの活用が進んでいることに加え、IT化や国際化の進展等により、新しい商品やサービスが登場し、消費者トラブルも多様化・複雑化していることから、従前のような事前規制を中心とする行政手法のみに依存することは困難となっている。このため、事業者に対する規制を中心とした政策手法から、消費者と事業者が市場において自由で公正な取引を行うためのルール(市場ルール)を整備し、市場メカニズムを活用する政策手法に重点をシフトする必要がある。それに伴い、悪質事業者の監視・取締りや被害を受けた消費者を救済する制度の充実等の事後チェック機能を拡充させることが一層重要となる。

## (資料4) 消費者団体の役割

第18次国民生活審議会消費者政策部会報告書「21世紀型の消費者政策の在り方について」(抄)(平成15年5月28日)

### 第4章 消費者政策の実効性確保

#### 第5節 消費者団体訴訟制度

##### 1. 消費者被害の特徴と被害救済

##### (3) 消費者被害救済における消費者団体の役割

消費者は事業者と比べて情報力・交渉力に劣ることから、消費者団体が消費者に代わって事業者の行為を監視するなど、消費者の視点に立った市場の監視者としての役割を担うことが重要である。また、個々の消費者が、自ら被害の救済を図ることは困難であることから、消費者の利益擁護のために活動する消費者団体が消費者被害の救済を支援する役割を果たすことが重要である。

(資料5) 消費者基本法(昭和43年法律第78号)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(資料6) 消費者団体の活動事例

第2回消費者団体訴訟制度検討委員会 配布資料3

「第2回団体訴権制度検討委員会のヒアリング 消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」より抜粋

<<NPO 京都消費者契約ネットワーク>>

主な活動内容：消費者契約法の活用をもとに、事例研究及び警告(申し入れ)活動の実践、電話相談110番等による消費者問題実態調査、消費者問題に関わる出版、講演等の消費者啓発活動、シンポジウム、各種提言等

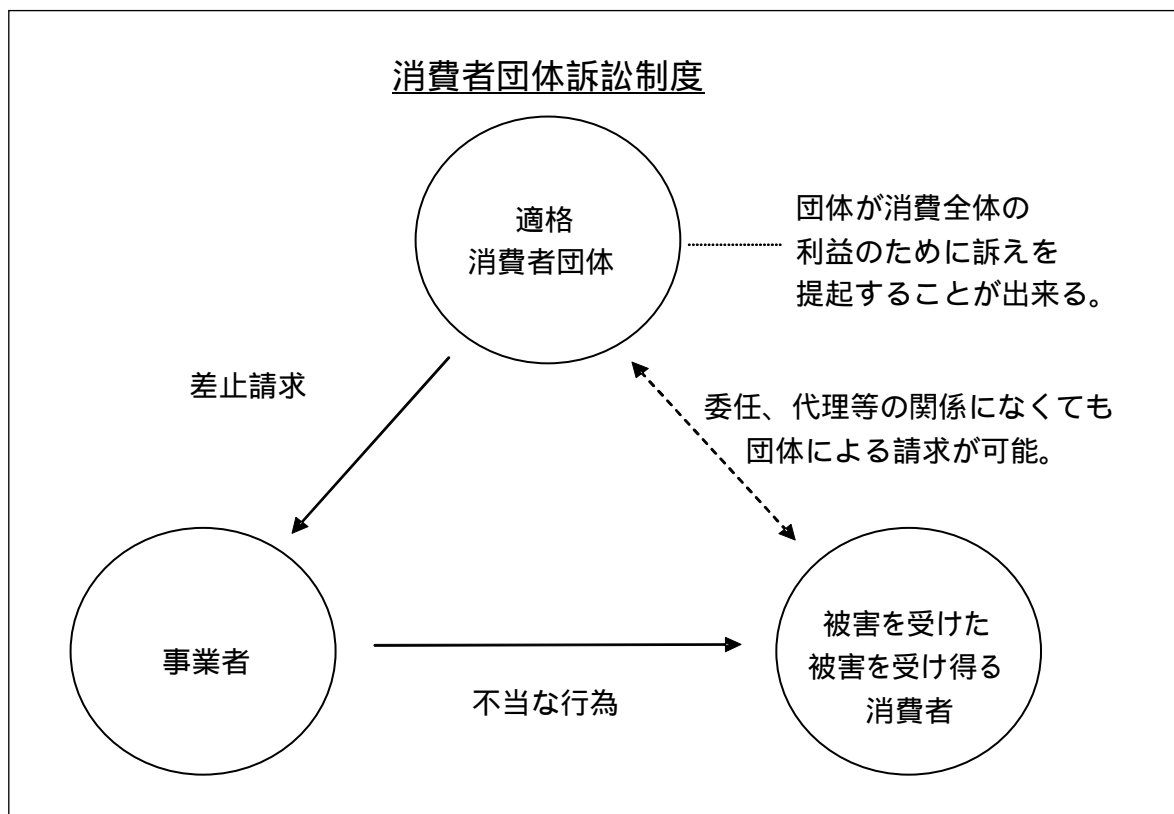
<<活動内容とこれまでの経緯>>

- ・ 賃貸マンションの敷金保証金問題への取組み... 110番、警告、訴訟へ
- ・ 英会話学校やパソコン教室の不当約款への取組み... 警告、訴訟へ
- ・ 携帯電話に関する契約約款への取組み... 各電話会社への警告・改善の回答
- ・ 日本教育サービス産業振興会へ不当な解約損料表の推奨撤回を申し入れ
- ・ (社)全国貸金業協会、全国銀行協会、(社)全国信販協会へ債権譲渡についての異議なき承諾条項の中止を申し入れ... 「改善する」との回答

警告・申し入れの結果は、改善の成果もあるものの権限のないことから十分な対応が見られない。

裁判では、勝訴等を勝ち得ても個別救済でしかない。

(資料7)消費者団体訴訟制度のイメージ図



(資料8)海外における消費者団体訴訟制度の概要(その1 権限、要件、団体数等)

国	法令	権限	適格団体の要件			適格消費者 団体数	適格消費者 団体の例
			登録 認可等	法人格	内 容		
ドイツ	差止訴訟法	<ul style="list-style-type: none"> <li>不当約款条項の使用の差止、推奨の差止、推奨の撤回の各請求</li> <li>消費者保護法規違反行為に対する差止請求</li> </ul>	登録	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦管理庁のリストに登録された団体(登録要件)</li> <li>啓発・助言を通して消費者利益の擁護が定款上の任務に属すること</li> <li>法人格を有する団体</li> <li>上記の任務のもとで活動している団体もしくは75人以上の自然人構成員を有すること</li> <li>1年以上の存続期間</li> <li>適切な任務履行保証</li> <li>公的資金援助を受けている消費者団体は以上の要件を充足するものとする</li> <li>EUのリストに掲載された団体</li> </ul>	69 (注1)	消費者センター総連盟(VZBV)など
	不正競争防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正競争防止法違反行為に対する除去、差止請求</li> <li>不正競争行為により得た利益の国庫返還請求</li> </ul>	登録	要	同上	同上	同上
	書籍価格拘束法	<ul style="list-style-type: none"> <li>書籍価格拘束法違反行為に対する差止請求</li> </ul>	登録	要	同上	同上	同上
	法律相談法	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者個人の損害賠償請求権の譲渡に基づく請求</li> </ul>		要 (注2)	公的資金により支援された消費者センター及びその他の消費者団体	不明	ベルリン消費者センターなど
フランス	消費法典	<ul style="list-style-type: none"> <li>民事訴権(差止・損害賠償請求)</li> <li>不正行為差止訴権(不当条項削除訴権を含む)</li> <li>消費者による損害賠償訴訟への訴訟参加</li> <li>共同代理訴権(損害賠償の代理請求)</li> </ul>	認可	要	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費問題担当大臣・法務大臣の共同のアレテ(命令)により認可された団体(注3)</li> <li>(認可要件)</li> <li>社団として適法に設立の届出がなされていること</li> <li>定款の目的に消費者利益保護を掲げていること</li> <li>あらゆる事業活動からの独立(消費者生協を除く)</li> <li>以下の要件を満たす消費者代表資格を有すること</li> <li>1年以上の存続期間</li> <li>消費者利益保護のための活動実績(情報収集・公表、相談業務の実行等)を有すること</li> <li>a)全国レベルの団体は1万人以上の会員を有すること</li> <li>b)地方レベルの団体はその地方に応じた数の会員を有すること</li> </ul>	全国レベル 18  地方レベル 824	消費者連盟(UFC)、消費・住居・生活の枠組み連合(CLCV)など

国	法令	権限	適格団体の要件			適格消費者 団体数	適格消費者 団体の例
			登録 認可等	法人格	内 容		
イギリス	1999年 不公正条項規則	・不公正条項の使用、推奨の 差止請求	規則付 属書に 記載	-	・「不公正条項規則」の付属書に記載された団体 消費者団体では消費者協会(CA)のみが指定されている。	1	消費者協会 (CA)
	EnterpriseAct2002	・消費者保護法規違反行為 の差止請求(不公正条項規 則違反も含む) ・競争法違反行為に対する2 人以上の消費者の委任に 基づく損害賠償請求	指定	(注4)	国務大臣により指定された団体 (指定の基準) ・消費者の集団的利益擁護を目的の一つとしていること ・独立性・衡平性等 ・消費者の集団的利益を促進、保護するための経験・適性・ 専門的知識 ・法執行手続を実行できる能力 ・最善の慣行に従う用意と意思 ・公正取引庁、その他の執行者と協力する用意、意思 EUのリストに掲載された団体	0 (3団体が 申請中)	-
オランダ	民法典 305 条	・団体の定款に利益促進が 定められているかぎり、同種 の利益保護の訴訟が可能	不要	要	・完全な権利能力を有する財団あるいは社団法人	- (注5)	コンスメン テンボンド
	民法典 240 条	・不当約款条項の使用又は 促進の禁止、使用推奨の撤 回命令	不要	要	・職業・事業を営む者、また職業・事業用でない物品・役務の 最終消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人	同上	同上
イタリア	消費者権利法	・消費者利益侵害行為の防 止、差止請求	登録	不明	生産活動省が管理するリストに登録された団体 (登録要件) ・3年以上の存続期間 ・民主的に運営され、消費者の権利保護を目的とし、非営利 で活動することを定めた定款を有すること ・メンバーリストの保管 ・全国人口の0.05%以上の登録者数、少なくとも5つの地域に 存在し、各地域の0.02%以上の登録者を有する	14	消費者利用 者協会など
	民法 1468 条(6)条	・普通取引約款における不公 正条項についての使用差 止請求	不要	不明	条文に規定なし(消費者権利法に準ずるものと解釈)	-	同上

(注1) 実際に訴訟を行っているのは登録団体のうち一部の団体。(ドイツ連邦司法省からの聴取による。)

(注2) 法令上は必要とされていないが、連邦州に設置されている消費者センターは例外なく公益社団(私法上の非営利社団)となっている。

(注3) 地方レベルの団体の認可については、当該団体の主たる事務所の所在地の県知事のアレテにより認証される。

(注4) 法令上は必要とされていないが、法人格がないと当事者能力に問題があるとみなされ、認定を受けるのは難しい。(イギリス貿易産業省からの聴取による。)

(注5) 完全な権利能力を有する財団または協会(実質的に、公証による登録により設立された社団法人または財団法人)であれば、適格・認可などは不要である。

(備考) 1. この他 EU 諸国では、ベルギー、スペイン、ギリシア、スウェーデン等で導入されており、それ以外の地域では、台湾、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、スリランカにおいても消費者団体訴訟制度が導入されている。

2. 「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」より作成。

(資料8) 海外における消費者団体訴訟制度の概要(その2 差止請求に関する訴訟手続等)

国名	ドイツ			フランス		
	差止訴訟法	不正競争防止法	書籍価格拘束法	消費法典		
				民事訴権	不正行為差止訴権	訴訟参加
請求主体	消費者団体、事業者団体、商工会議所、手工業会議所	競業者、事業者団体、消費者団体、商工会議所、手工業会議所	書籍販売業者、事業者団体、価格拘束受託者(弁護士)、差止訴訟法によって提訴権を有する消費者団体	消費者団体		
差止訴権の内容	不当約款条項の使用の差止、推奨の差止、推奨の撤回の各請求 消費者保護法規違反行為に対する差止請求	不正競争防止法違反行為に対する除去、差止請求	書籍価格拘束法違反行為に対する差止請求 (最終販売価格設定義務、価格維持義務)	刑事罰の科される消費者保護法規に違反する行為の差止請求	98年EU指令を国内法化した法規に違反する行為についての差止請求、約款中の不当条項の削除請求	刑事罰の科されない消費者保護法規に違反する行為に対する消費者個人の先行訴訟に参加して行う差止請求
判決効果の及ぶ範囲	提訴権を有する団体に固有の差止請求権が帰属することが明記(差止訴訟法3条、不正競争防止法8条3項)されており、判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。例外として、不当条項の差止判決について援用制度がある(差止訴訟法11条)。			判決の効果が及ぶ範囲は原則として訴訟当事者限り。		
二重提訴の可否	二重提訴は理論的には可能。実際には団体間で連絡を取り合うため、ほとんど例がない。			二重提訴は可能で、実際に事例もある。		
濫訴の防止	消費者保護法規違反等に対する差止請求は濫訴の禁止規定有り。不当約款の差止請求は規定がない。	濫訴の禁止規定有り。		検事による公訴が先行しない民事訴権の提訴の際には供託金が必要であり、消費者団体が敗訴した場合、被告への賠償金に充当される。不当訴訟に対しては不法行為一般法理により損害賠償請求が命じられる。		
判決違反への対抗措置	判決に事業者が従わない場合には、消費者団体は行政裁判所に対し行政罰(秩序金)の申立てをすることが可能。事業者の行為に対する判決内容違反の判断は「核心の原則」の法理による。			判決に事業者が従わない場合には、消費者団体は罰金強制の申立てをすることが可能。その金額は高額であり、国庫に納付される。		
判決の公表制度	差止認容の際には、裁判所は、勝訴当事者に対し敗訴当事者の負担による判決を公表する権限を与えることができ、公表の種類、規模は判決によって定められる(差止訴訟法7条、不正競争防止法12条、書籍価格拘束法9条)。			裁判所が判決の情報を公に報道するよう命ずる(L421-9条)。結果を問わず敗訴当事者が費用を負担し、公表の媒体は裁判所が指定する。裁判所の職権でも可能だが、多くは消費者団体の要請により行われる。		
警告・事前交渉	法的義務なし。警告・事前交渉を行うのが通常。	裁判開始前に警告をするとともに、調停に付す機会を与える規定あり。	法的義務なし。	法的義務なし。警告・事前交渉を行うのが通常		
主な消費者団体による訴訟追行等	基本的に全国中央団体であるVZBVが交渉や訴訟提起を行い、地方団体が行う例は少ない。ほとんどが警告・交渉で解決し、訴訟に至るのは1~2割である。VZBVは、不正競争防止法に関して年平均約60件、不当条項に関して年平均約40件の訴訟を提起している。			財政規模が大きいUFC・CLCVの消費者団体が積極的に訴権を行使している。ただし、交渉で解決するケースが多く、訴訟に発展するのは交渉案件の1~2割程度であり、民事訴権が多い。2002年に提起された民事訴権は464件。[UFC]年平均して約100件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年5~6件。[CLCV]調査時で約30件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年間数件。		

イギリス		オランダ		イタリア	
1999年不正条項規則	Enterprise Act 2002	民法305条	民法240条	消費者権利法	民法1468(6)条
同規則の付属書に記載された団体(公的機関、消費者団体(消費者協会(CA)のみ))	一般的執行者(公正取引庁等) 指定執行者(国務大臣が指定する団体(公的機関、消費者団体等)) 共同体執行者(EU指令に基づきリストに掲載されている組織)	消費者団体、事業者団体その他あらゆる団体	職業もしくは事業を営む者、または消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人	消費者団体	
不正条項の使用、推奨の差止請求	消費者保護法規違反行為(国内法、EU法)の差止請求(不正条項規則違反も含まれる)	その団体の定款によって当該利益の促進が定められているかぎり、他者の同種の利益を保護するため訴訟を行うことが可能。	不当約款条項の使用又は促進の禁止、使用推奨の撤回命令	消費者の利益を侵害する行為を防止し、不利な影響を正し、取り除くために必要な手段を講じることができる。具体的には不当約款条項、欺瞞的広告等の防止、差止請求を行うことができる。	消費者の利益を害する普通取引約款の不正条項についての使用差止請求
原則当事者限り。ただし、他の事業者の使用する類似の契約条項にも効果が及ぶものと規定されている。	原則当事者限り。法人代表者や同一の企業グループを構成する他の事業者にも効力を及ぼすことができる。	判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。個人が判決の効力に異議を唱えることにより訴訟の結果を拒否できる。	判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。不当約款使用に対する差止判決に対しては、援用制度がある。	判決の効果については、民事訴訟法に基づいて、訴訟当事者に限定される。	
二重提訴は理論上可能だが、提訴前に公正取引庁への通知(不正条項規則)・協議(Enterprise Act 2002)を義務づけられており、複数提訴の防止が図られている。		二重提訴は可能。ただし、管轄が被告の居住地になるため裁判官の判断により併合される可能性が高い。		二重提訴は可能であり、消費者団体が敗訴した事例について、別の消費者団体が提訴することも可能。消費者団体間の連絡・連携体制が整っているため事例は存在しない。	
公正取引庁による事前協議により不適切な訴訟はスクリーニングされ、複数訴訟はコントロールがなされている。		権利の濫用に関する一般条項あり。訴訟提起前の事前交渉義務づけ制度あり。		不当訴訟については、名誉毀損等や不法行為の一般法理により対応。	
判決に事業者が従わない場合には、裁判所は法廷侮辱とみなし罰金や自由刑を課すことができる。		判決違反に対する強制執行手段として、判決の執行官の権限により銀行口座の凍結及び営業停止命令が可能。		判決に従わない事業者に対して消費者団体からの請求に基づき、罰金を課することができる。罰金は国庫に組み入られる。	
全ての情報が公正取引庁に集約され、公表される。	裁判所が事業者に対して判決の内容と是正の表明を公表する旨を請求することができる。	裁判所が適切と判断し、社会的利益に資すると認めた場合、原告は被告に対して全国紙に判決の公表を請求することができる。		侵害の影響を正す可能性がある場合、全国紙等に是正対策公表の命令を裁判所に請求できる、判決そのものの公表は定められていない。	裁判所の裁量、消費者団体の請求により裁判所は判決を新聞に公表することを命じることができる。
法的義務なし。	Enterprise Act 2002に基づく訴えの提起前には、事業者との交渉が義務づけられている。公正取引庁は、訴訟提起よりも、訴訟外での解決(和解、ADR等)を推奨している。	団体訴訟の提起前に相手方と十分な交渉をすることを義務づけられている。状況により行われないことはある。	約款使用差止についても、団体訴訟を提起する前に、業者に約款変更の機会を与えることを消費者団体に求めている。	訴訟提起前、相手方に差止要求を文書にて行う必要がある。訴訟提起前、商工職農会議所に調停手続を行うことが可能。	
消費者協会(CA)が、不当条項に関して2003年に交渉を行った件数は約10件。		全国的に活動する消費者団体はコンシューマーズボンドのみである。コストの問題から訴訟に発展する件数は少ない。事前交渉、ADRの活用が中心である。		訴訟に発展するのは、1団体あたり年間数件程度。交渉、商工会議所による仲裁によって解決されることが多い。	

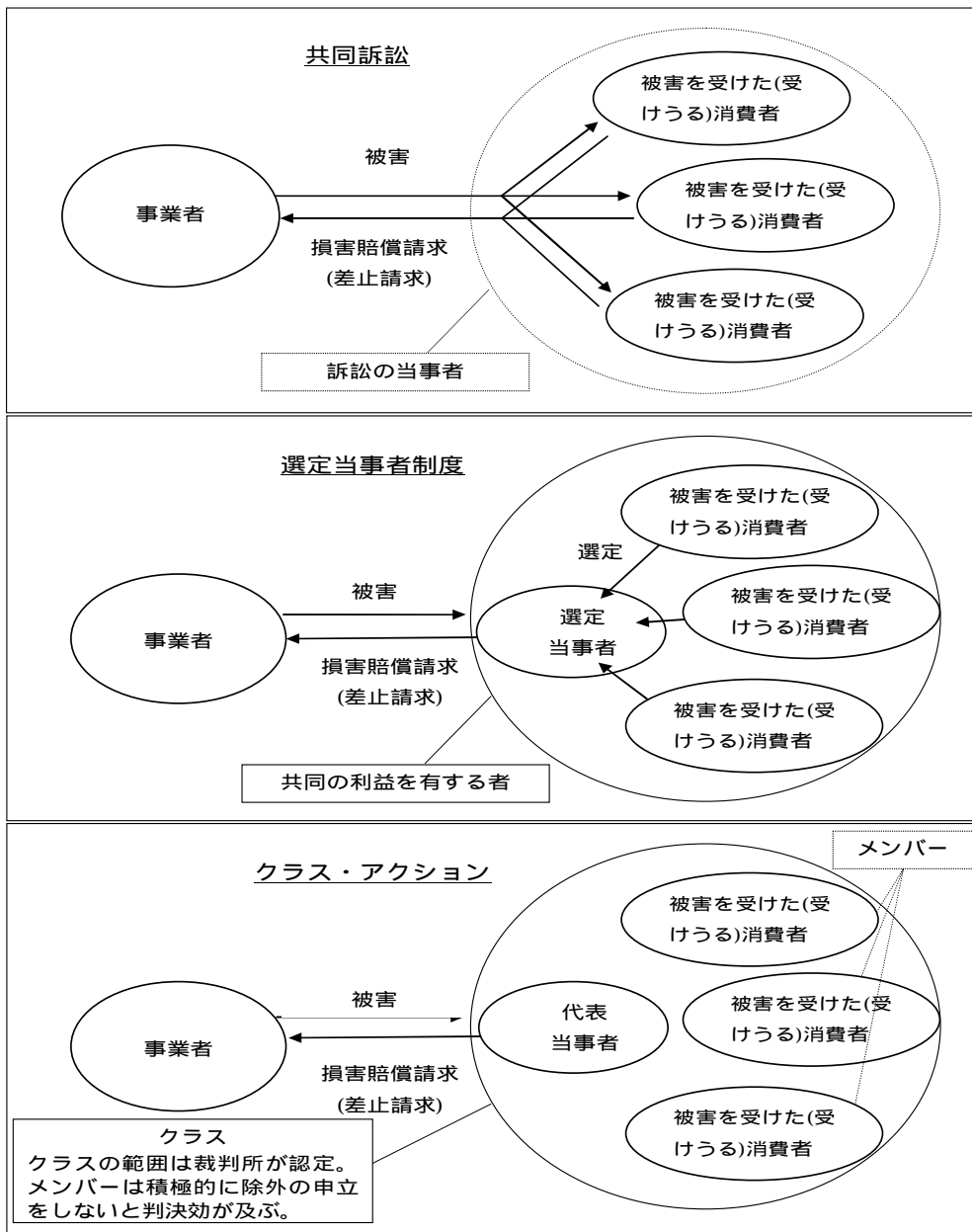
(資料9) 現行法における集団訴訟形態

1. 我が国の現行法上、集団訴訟形態としては、共同訴訟や選定当事者制度がある。

- ・共同訴訟：複数の原告（又は被告）が関与している訴訟を、一つの訴訟手続で行う訴訟形態。
- ・選定当事者制度：共同の利益を有する者の中から全員のために原告(又は被告)となるべき一人又は数人を選定し、その選定された者が自己と他人のために、当事者として訴訟を行う制度。

2. クラスアクション

アメリカにおいては、多数人による集団（クラス）がある事項について利害を共有しているときに、クラスの代表者として一人ないし複数の者が訴訟当事者となる制度（クラス・アクション制度）が認められている。



## (資料 10) 司法制度改革における司法アクセス改善

### 少額訴訟制度における請求額上限の引き上げ

平成 16 年 4 月 1 日より、少額訴訟の利用条件である訴額の上限について、現行の 30 万円から 60 万円に引き上げられた。これにより、簡易で迅速な手続である少額訴訟手続がより多く利用できることとなる。

### 簡易裁判所の機能の充実、訴訟費用等の見直し

平成 16 年 4 月 1 日より、国民に身近な存在である簡易裁判所が取り扱うことのできる民事訴訟の訴額の上限が、140 万円へ引き上げられた。

平成 16 年 1 月 1 日より、一定の範囲で訴えの提起の手数料額が引き下げられた。また、訴訟費用の回収をより容易にするため、訴訟費用額の算出方法が簡素化された。

これらにより、国民に身近な存在である簡易裁判所の機能の拡充及び裁判利用者の費用負担の軽減が図られた。

### 民事裁判の充実・迅速化

平成 15 年 7 月 16 日より、第一審の訴訟手続を 2 年以内のできるだけ短い期間内に終局させること等を目標として、裁判の迅速化を図ることを内容とする法律が施行された。これにより、訴訟における当事者の時間的負担の軽減が図られた。

### 法曹人口の拡大、隣接法律専門職の活用

法的需要の拡大に対応するため、現行司法試験の合格者数を平成 16 年に 1,500 人程度に増加させるなど、法曹人口の増加を図るとともに、裁判所、検察庁等の人的体制を充実させるため所要の措置が講じられている。また、訴訟手続において、隣接法律専門職などの有する専門性を活用する見地から、平成 15 年 4 月 1 日より、法務大臣の認定を受けた司法書士に対して簡易裁判所における訴訟代理権が付与された。

### 司法ネット構想

新たに設けられる「日本司法支援センター」が、相談窓口（相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け業務等）、民事法律扶助、国選弁護人の選任態勢の確保、司法過疎対策、犯罪被害者支援、関係機関等との連携の確保強化などの業務を行い、裁判等の紛争解決の制度をより利用しやすくするとともに、弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合法律支援の実施及び体制の整備を図ることとなった。

総合法律支援の基本理念等に関する規定は公布日(平成 16 年 6 月 2 日)より施行されているが、支援センター設立に関する規定については、公布日から起算して 2 年を超えない範囲内において、支援センターの業務に関する規定については公布日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行することとされている。

### 裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化

裁判外紛争解決手続（ADR）について基本理念等を定め、民間紛争解決手続の業務に関し認証の制度を設け、その利便の向上を図る。国民の多様な紛争解決ニーズに対応するとともに、裁判以外での紛争の解決を促進する効果が期待できる。

公布日(平成 16 年 12 月 1 日)から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行することとされている。

# 消費者契約法の概要

## [基本的性格]

消費者の利益を擁護するために、民商法の特別法として制定  
あらゆる取引分野の消費者契約に幅広く適用される民事ルール

### 不当な契約条項 無効

事業者の損害賠償の責任を免除する条項(8条)

消費者が支払うべき違約金等の額を過大に設定する条項(9条)

信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項(10条)

### 不当な勧誘行為 取消

消費者を誤認させるような勧誘  
(4条1・2項)

- ・不実告知
- ・断定的判断の提供
- ・不利益事実の不告知

消費者を困惑させるような勧誘  
(4条3項)

- ・不退去
- ・監禁

## (資料 12) 消費者契約法に関連した相談事例

### 不当な契約条項に関する事例

(事例：20代男性)

中古車販売店へ出向き、約200万円の中古車の自動車注文書にサインした。翌日、解約を申し出たら、約款を根拠に車両代金の15%の30万円という高額な違約金を請求された。契約前に販売員から「早い時期でのキャンセル料は不要だが、車の点検や整備の作業を行った後はかかった費用を請求する」と説明されていた。オートローン契約書や自動車保管場所証明書等をまだ提出していない翌日の段階で、キャンセル料を請求されるのは不合理だ。

(事例：20代女性)

パソコン教室の契約をした。約60万円を信販会社のクレジットを利用して契約した。体験講座を受けたら事前説明と違っていたため、解約を申し出たが、「契約後一切変更、解約しない」旨の規約を根拠に拒否された。週2日の通学との説明だったが、4日に変更された、個別授業と言ってもマンツーマンでない、キー操作の初歩から始まるなど、最初の説明と大きく異なり、体験授業を受けたらコース変更も解約も認めない。

(事例：40代男性)

自分(父親)名義の携帯電話を高校3年生の息子に利用させていた。その電話で息子が出会い系サイトを利用したらしい。息子が請求された情報料1100円を支払わなかったところ、違約金を含め4万1100円を支払うように電話があったと言う。息子は興味本位で利用し、すぐに切ったらしい。利用時、「19歳未満利用禁止。情報料の支払いは4日以内に。支払いがなければ4万円の違約金を請求する」との案内が携帯電話の画面に流れたという。電話で請求があったと言うが、全額支払わなければならないか。

### 不当な勧誘行為に関する事例

(事例：40代女性)

電話があって訪れたセールスマンに補習用学習教材セットを勧められた。「息子が通う中学校で使っている教科書に準拠する教材」「教材メーカーと直結しているのは当社だけ」「注文してから製作するが、今申し込まないと間に合わない」などと説明した。結局、5教科3年分を約175万円で信販会社とクレジット契約したが、メーカーとの直結や教科書準拠の説明が嘘とわかった。

(事例：30代男性)

2カ月にわたり「本当は言えないが、確実にもうかる」などと複数の営業員から執拗な勧誘を受けて、確実にもうかるならと根負けし、「両建」でガソリンの先物取引をした。「売り」の指示や「手仕舞」の指示に従わず、新たな取引を勧めるなどして損がかさんだ。取引中、会社や自宅の電話や携帯電話に、1日に7~8回「私の言うことが信じられないか」などと怒鳴る電話が入ったりするので、取引をやめたい。

(事例：50代男性)

夫が生命保険を転換した。転換前の保険は、60歳払込満了で以後終身年金が受け取れて医療特約も80歳まで付加できるものだった。転換後のものは毎年見直し出来る介護やガンに厚い保険だが、60歳以降は高額な保険料を払わなければ保障がない。老後の保障は前の保険の方がよかったのに、転換を勧められた際、60歳以降の比較説明がなかった。元の契約にもどしたい。

(事例：30代女性)

3カ月前、セールスマンが来訪し、高額な羽毛入り敷ふとんパットを勧めた。「経済的余裕がない」と断ったが、しつこく粘られた。「帰って」と何度も言ったのに、2時間も居座られて恐くなり、精神的にもおかしくなりそうだったので仕方なく約14万円で信販会社のクレジットを利用して購入契約をした。

(事例：70代女性)

「水道水のことだから見せて欲しい」と訪問してきたセールスマンが、今年1月につけたばかりの浄水器を見るなり、「これはだめだ。うちは役所の推薦できている」と言った。「要らない」と断っているのに、強引に自社製の浄水器と取り替え、約44万円でクレジット契約した。一人暮らしでどうしてよいか分からず、取り付けられた浄水器を使用し続けているが、やめたい。

(事例：20代女性)

前の月にネックレスの契約をした業者から、パーティーがあると呼び出され、ピアスを勧められた。「買うつもりはない」と言ったのに、「何故か」と問い詰められた。「帰りたい」と言ったが帰してもらえず、涙がこぼれてきたのでトイレへ行った。女性が様子をうかがいにきたので、トイレを出た。結局、長時間にわたる勧誘に疲れ、約90万円の信販会社のクレジットで購入する契約書にサインしてしまった。

(資料13) 消費者契約法に関連した判例

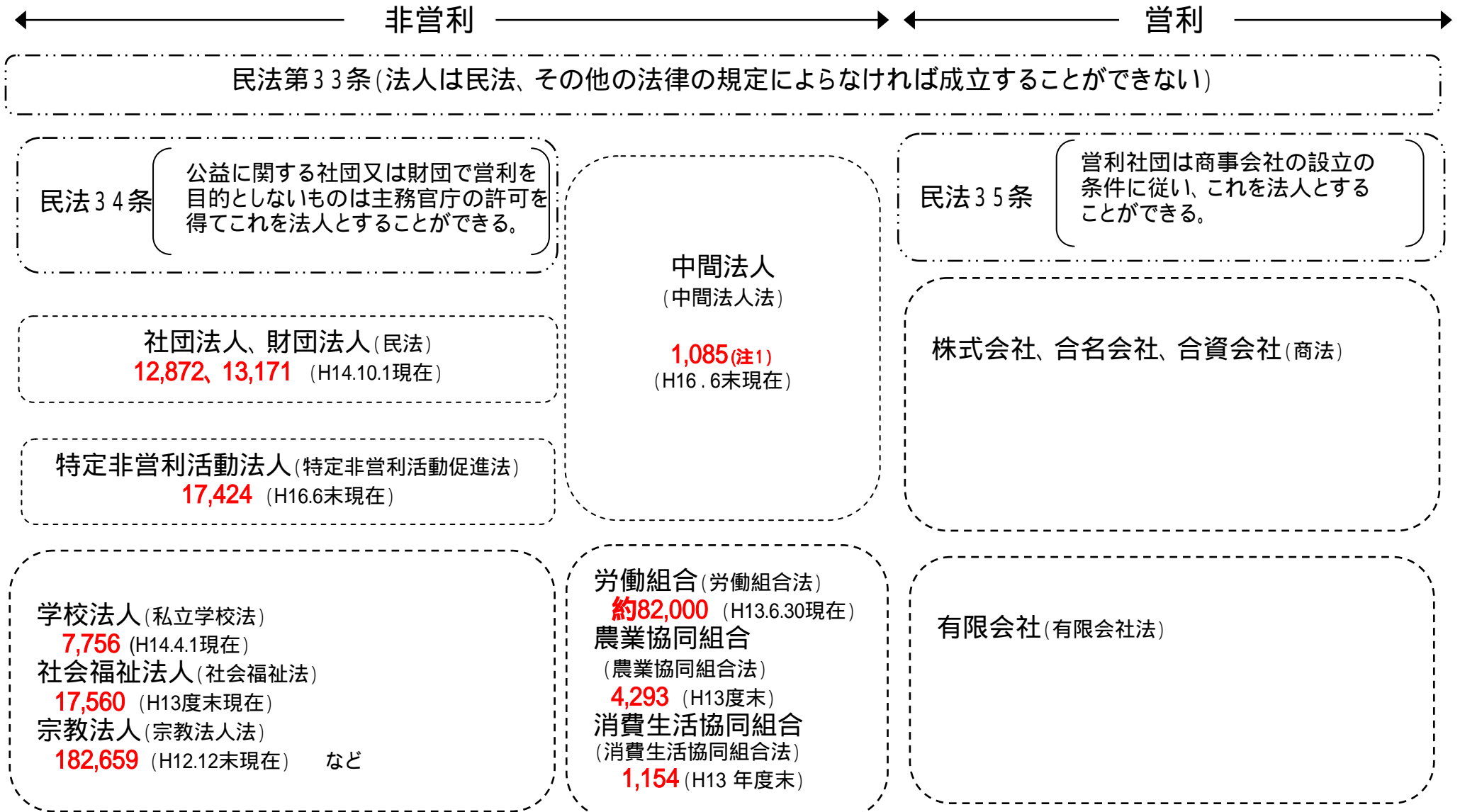
消費者契約法の不当条項に関する主な判例

No.	管轄	判決日	事案	結果
1	札幌簡裁	H13.11.29	遅延損害金率を26.28%とした和解契約条項が問題となった事案	9条2号により年利14.6%の支払命令
2	東京地裁	H14.3.25	開催日2月前のパーティーの解約について、他の予約を断った場合には営業保証料として一律一人当たり5229円を請求するとしている契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害を超える部分を無効
3	大阪地裁	H14.7.19	注文翌々日の新古車（登録済未使用車）の売買契約の解約について、自己都合による契約撤回の場合には一律に車体価格の15%を損害賠償金とする契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして請求棄却
4	さいたま地裁	H15.3.26	LPガスのボンベ交換後1年未満に販売業者を変更した場合、一律に88,000円の違約金を求める契約条項の不当性が争われた事案	9条1号により平均的損害はないとして請求棄却
5	東大阪簡裁	H15.4.22	ペット売買において生命保証制度に加入しなかった場合の免責条項についての不当性が争われた事案	1条、10条により無効
6	京都地裁	H15.7.16	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（京都女子大、京都成安大）	9条1号により平均的損害はないとして入学金の一部と授業料の返還命令
7	大阪地裁	H15.10.6	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（神戸薬科大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
8	大阪地裁	H15.10.16	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（大阪薬科大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
9	東京地裁	H15.10.23	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（青山学院大、関東学院大、慶應義塾大、上智大、星薬科大、立正大、早稲田大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令。但し契約法施行前の原告については、授業料も返還の必要なし。
10	大阪地裁	H15.11.7	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（桃山学院大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
11	東京地裁	H15.11.10	進学塾の受講契約解約に際して、代金払込後の契約の解除を一切認めない契約条項の不当性が争われた事案	10条により解除制限特約は無効として受講料等の返還を命令
12	京都地裁	H15.11.27	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（京都薬科大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
13	京都地裁	H15.12.24	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（花園大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
14	大阪地裁	H15.12.26	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（四天王寺国際仏教大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
15	岡山地裁	H16.2.18	入学辞退に伴う学納金（入学金、授業料）の返還請求につき、学納金の不返還特約の不当性が争われた事案（川崎医科大）	9条1号により平均的損害はないとして授業料のみ返還命令
16	京都地裁	H16.3.16	建物賃貸借契約の解約に際して、自然損耗及び通常の使用による損耗について賃借人に原状回復義務を課し、原状回復費用は家賃に含まないとした契約条項の不当性が争われた事案	10条により原状回復特約は無効として敷金返還を命令

## 消費者契約法の不当な勧誘行為に関する主な判例

No.	管轄	判決日	問題となった勧誘行為	結果
1	川越簡裁	H13.7.18	旅行情報提供サービスの勧誘において、支払方法について、実際には消費者金融機関と被告(消費者)との間の立替払契約であるところ、被告が原告(情報提供サービス事業者)の自社割賦契約を利用し分割支払できるかのような説明を行った。 (少額訴訟)	4条1項1号(不実告知)により取消
2	神戸簡裁	H14.3.12	俳優等養成所を経営する被告は、歌手コースの受講者に対して当初3月分は演技コースを受講し、後に歌手コースに進むことを求めているが、原告への勧誘に際しては、その点を十分に説明せず演技コースの月謝額13,650円だけを告げ、4月目以降歌手コースの講座が始まると月謝額が15,750円に値上げされることを告知しなかった。原告は入所時にそれを初めて知った。	月謝の値上げについて4条2項(不利益事実の不告知)により取消
3	東京簡裁	H15.5.14	絵画販売業者が、被告に対し絵画売買契約及びそれに伴う立替金契約の勧誘を行った際、家出中で定職を持たず、絵画にも興味が無いことを再三伝えたにも関わらず、契約書への記入を求め、被告は記入しなければ帰してもらえない気がして、署名押印した。	4条3項2号(退去妨害)により取消
4	大分簡裁	H16.2.19	訪問販売で販売会社の担当者2名で原告の家屋を訪れ、既に原告家屋の床下に床下換気装置があるのに「(他社の床下換気装置は)古いから機能しない」「(床下の木材に)かびがある」等と申し向けたうえで、長時間(昼食時をはさんで約7時間程度)に亘って契約の締結を迫ったすえ、原告がやむなく契約を締結した。	4条3項1号(不退去)により取消

# (資料14) 我が国の法人制度の概要



(注1) 中間法人数は、統計上の推計値

## (資料 15) いわゆる権利能力なき社団について

### 1. 定義

いわゆる権利能力なき社団とは、「社団の実体」を有するが法人格を持たない団体をいう。

「社団の実体」を有するといいうるためには、

- ・ 団体としての組織を備えていること
- ・ 多数決原理によって団体の意思決定が行われていること
- ・ 構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していること

が必要であるとされている（最高裁昭和 39 年 10 月 15 日判決）。

### 2. 特徴

権利義務の帰属主体とはなりえないが、判例上、社団としての独立性が承認され、可能な限り法人格を有する社団法人に準じた扱いが認められている。

民事訴訟において当事者となりうる当事者能力については、明文で認められている（民事訴訟法第 29 条）。

### 3. 権利能力なき社団として認められなかった例

大阪高裁昭和 45 年 2 月 16 日判決

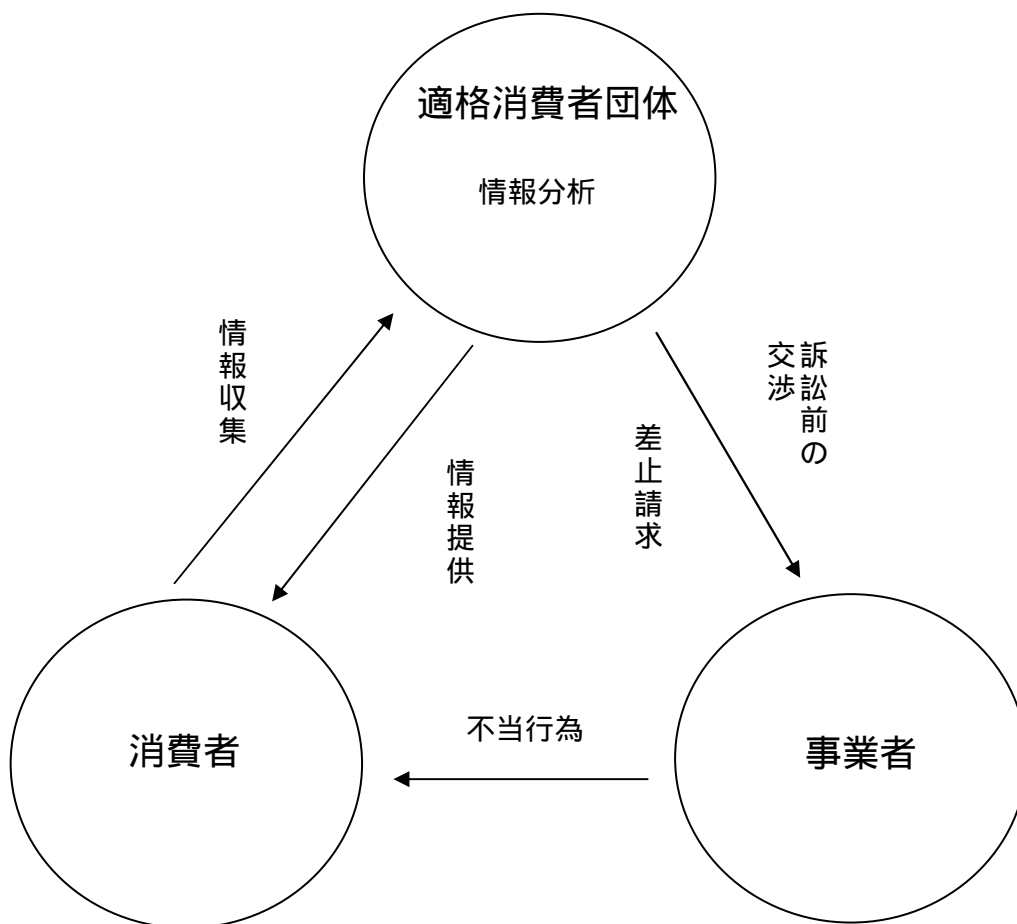
判旨：上記最高裁昭和 39 年 10 月 15 日判決の趣旨を踏まえた上で、控訴人である「X 野球連盟」につき、同連盟が独自の事業を行うことを目的とし、代表者、意思決定機関を有しており、これらの事項は規約によって定められていることを認めたものの、同規約においては、構成員を単に「20 名以内で編成する野球チーム」と定めているにすぎないことや、総会の運営方法が定められていないことから、「X 野球連盟」の構成員が不特定であるなどとして、権利能力なき社団としては認められないとした。

(参考) 民事訴訟法 (平成 8 年法律第 109 号)

(法人でない社団等の当事者能力)

第二十九条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる。

(資料16) 差止請求権行使に要する手続イメージ



情報収集

消費者被害窓口を設置する等、消費者被害の実情を把握する

情報分析

消費者被害の実情を分析し、訴訟前の交渉や差止請求を事業者に対して行うかどうかを判断する

訴訟前の交渉

差止請求権を行使する前に、事業者に不当行為の是正を求める

差止請求権の行使

実際に差止めを求める訴えを提起する

消費者への情報提供

事業者の不当行為や裁判結果等の情報を、広く消費者に提供する

(資料17)

## 各法令による監督制度比較表

	民法	社会福祉法	特定非営利活動促進法	中間法人法	債権管理回収業に関する特別措置法	住宅の品質確保の促進等に関する法律
監督等対象者	民法上の公益法人	社会福祉法人	特定非営利活動法人	中間法人	債権管理回収業者	型式住宅部分等製造業者
監督等対象者に対する許認可行為	許可	認可	認証	無(登記・登録)	許可	認証
監督権限者	主務官庁(第34条)	都道府県知事(第30条) 厚生労働大臣(第30条)	都道府県知事(第9条) 内閣総理大臣(第9条)		法務大臣(第3条)	国土交通大臣(第25条)
更新の必要性 (有効期間の有無)						5年(施行令第3条)
事業報告書の提出	(政省令)	(第59条)	(第29条)		(第21条)	
重要事項変更に関する届出義務	(第38条2項)	(第63条)	(第23条・25条3項)		(第7条)	(第30条)
必要に応じた報告徴収及び検査	(第67条3項)	(第56条1項)	(第41条)		(第22条)	(第35条)
改善命令	(第67条2項)	(第56条2項)	(第42条)		(第23条)	
事業の停止命令等	(1)	(第56条3項)			(第24条)	
役員解職・勧告等	(2)	(第56条3項)				
許認可行為の取消等	(第71条)	(第56条4項)(3)	(第43条)		(第24条)	(第36条)

1：民法第67条2項に定める監督上必要なる命令として行うことが可能

2：民法第67条2項に定める監督上必要なる命令として行うことが可能

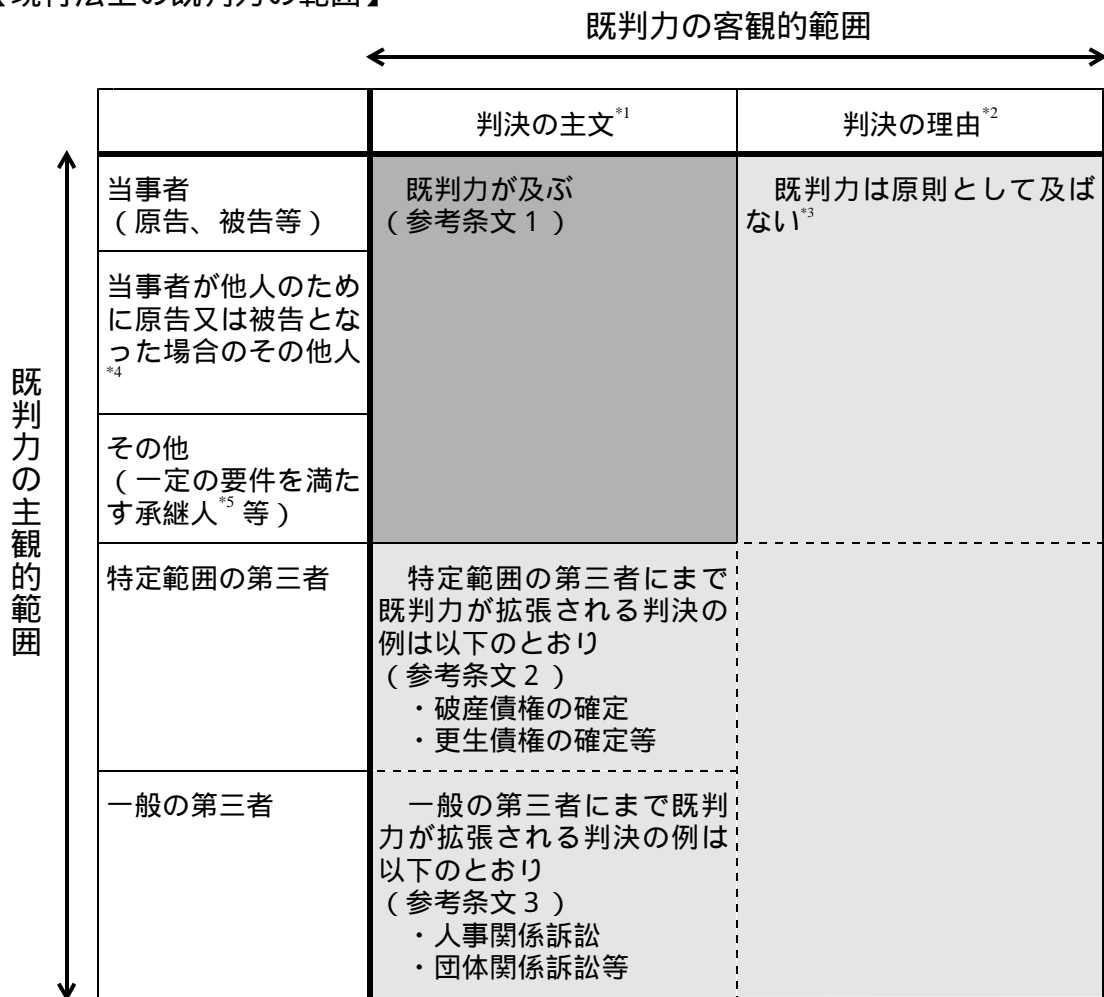
3：正式には、解散命令である。

(資料18) 既判力の範囲について

【既判力の定義】

裁判が確定した場合に生じる、そこで判断された事項に訴訟手続上当事者も裁判所も拘束されるという効果を既判力という。同一事項が再び訴訟上問題となったとしても、既判力の及ぶ範囲では、当事者及び裁判所は、先の判断と矛盾する主張、裁判をすることは許されなくなる。

【現行法上の既判力の範囲】



\*1 判決の結論の部分で裁判の核心をなす。

\*2 判決において主文の判断を導くに至った前提をなす事実。法の適用を示し、かつ判断の経路を明らかにする部分。

\*3 判例においては、信義則を用いて、訴訟物の枠(主文に包含するもの)を超えて後訴を却下したものもある。

\*4 他人の権利利益について、当事者として訴訟を進行する資格をもつ者。具体的には債権者代位訴訟の場合がある。

\*5 口頭弁論終結後に当事者から訴訟物たる権利を承継した者。具体的には、債権を原告から譲り受けた者、所有権確認請求の目的物件を被告から譲り受けた者があげられる。

## 【参考条文】

### 【1】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）  
（既判力の範囲）  
第百十四条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 （略）

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）  
第百十五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

一 当事者

二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人

三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 （略）

### 【2】

破産法（大正11年法律第71号）  
第二百五十条 債権ノ確定ニ関スル訴訟ニ付為シタル判決ハ破産債権者ノ全員  
ニ対シテ其ノ効力ヲ有ス

会社更生法（平成14年法律第154号）  
第百六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権  
者等及び株主等の全員に対して、その効力を有する。

2 （略）

### 【3】

人事訴訟法（平成15年法律第109号）  
第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第百十五条第一項の規定にか  
かわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 （略）

商法（明治32年法律第48号）  
第百九条<sup>\*1</sup> 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

2 （略）

---

\*1 本条項は、第112条（会社の解散判決）、第136条（会社設立無効の訴え）、第141条（債権者による会社設立取消しの訴え）、第247条（総会決議取消しの訴え）、第252条（総会決議不存在・無効確認の訴え）、第280条16（新株発行無効の訴え）等に準用されている。

## (資料19) 同時複数提訴について

### 【二重起訴の禁止】

実質的には一つの紛争であるのに、訴訟が複数係属しそれぞれ別個に審理することを認めることは、被告の応訴負担の軽減や不必要な訴訟の排除、判決矛盾の危険の観点等から妥当ではないため、裁判所にすでに訴訟係属している事件については、同一当事者間で重ねて別訴を提起することは禁止されている(民事訴訟法第142条)。

### 【要件】

二重起訴に該当するためには、以下の要件を充たすことが必要である。

#### (1) 当事者について

前訴と後訴の当事者が同一であること<sup>\*1</sup>。

#### (2) 訴訟の対象について

訴訟物<sup>\*2</sup>である権利又は法律関係が同一であること。

#### (3) 手続について

前訴の係属中に別訴を提起すること<sup>\*3</sup>。

### 【効果】

上記の要件を充たす場合には、裁判所は、判決で後訴を不適法として却下しなければならない。

### 【参考条文】

民事訴訟法(平成8年法律第109号)

(重複する訴えの提起の禁止)

第一百四十二条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

---

\*1 通説・判例は、両訴の当事者が異なっても、一方の訴えの当事者が他方の訴えの判決の効力を受ける場合は、事件の同一性を認める。

\*2 訴訟の目的ともいわれ、訴訟上の請求と同義に用いられる。原告が被告に対して主張する権利・法律関係をいう。

\*3 前訴の手続内で訴えの変更又は反訴の方法で審判を申し立てるときは、別訴とならない。

## (資料20) 訴えの取下げ、請求の放棄、和解について

### 【定義】

#### 1. 訴えの取下げ

民事訴訟において、原告がその提起した訴えの全部又は一部を撤回する訴訟行為。

訴えの取下げは終局判決が確定するまで可能であるが、被告が本案につき準備書面を提出し又は弁論準備手続若しくは口頭弁論をした後は、被告の同意が必要である。

取下げにより訴えは初めから係属しなかったことになる。終局判決後に訴えが取り下げられると、終局判決は効力を失うが、原告はその後同一の訴えを提起することができなくなる。

#### 2. 請求の放棄

請求の放棄とは、民事訴訟の口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日において、原告が自己の訴訟上の請求（訴訟物）である権利主張を否定する陳述をすることをいう。

この行為がなされた場合、そのことが口頭弁論調書に記載され、訴訟手続は終局判決を経ずに終了し、調書の記載は確定判決と同一の効力をもつ。

#### 3. 訴訟上の和解

和解とは、訴訟の係属中当事者がその主張を互いに譲歩して訴訟を終了する旨の合意である。

和解は判決と比較して、一般に簡易・迅速・低廉な手続であり、紛争の一刀両断的な解決を回避でき、自主的な紛争解決方法として合意を前提とするため任意の履行も期待でき、さらに、実定法の枠にとらわれない新たな救済方法を創造できるという紛争解決上の利点を有するが、主として当事者間の交渉により成立するものであるため、和解手続及び和解内容の公正さを確保することが課題となる。

## 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（訴えの取下げ）

第二百六十一条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。

3～5 （略）

（訴えの取下げの効果）

第二百六十二条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。

2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

（請求の放棄又は認諾）

第二百六十六条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

（和解調書等の効力）

第二百六十七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

## (資料 21) 援用制度の概要

### 【既判力の範囲】

確定判決は既判力を有するが、その効力の及ぶ範囲については、以下のような制限がある。

#### 1. 判決の主観的範囲

確定判決の拘束力は、訴訟当事者等にのみ及ぶものとされており、訴訟と関係のない第三者に対しては原則として拘束力が及ばない。

#### 2. 判決の客観的範囲

確定判決の内容のうち拘束力を持つのは、原則として判決主文に記載された部分だけであって、判決の理由中に記載された判断の部分については拘束力を有しない。

### 【消費者団体訴訟制度における既判力の限界】

事業者が契約条項の使用差止請求を認める判決を無視し、当該契約条項を含む契約を消費者と締結した場合であっても、当該確定判決の既判力は、

#### 1. 新たに訴えを提起する個々の消費者

#### 2. 差止請求が認められた契約条項の不当性の判断（判決の理由）

のいずれにも及ばないことから、差止判決後に消費者個人が提起した訴えにおいて、裁判所は自由に当該条項の有効性を判断することができることとなる（その結果として、差止判決とは異なって契約条項を有効とする判断がなされることもあり得る）。

### 【援用制度】

契約条項の使用差止めを命じられた事業者が判決を無視して当該契約条項を含む契約を締結した場合等においては、契約の相手方である消費者が当該差止判決後に提起した訴えで当該消費者が差止判決を援用する限り、当該条項を無効とみなす規定を設け、差止判決の実効性を高めようとする制度が援用制度である。

消費者団体訴訟制度を導入している国のうちドイツ、オランダにおいて援用制度が導入されている。

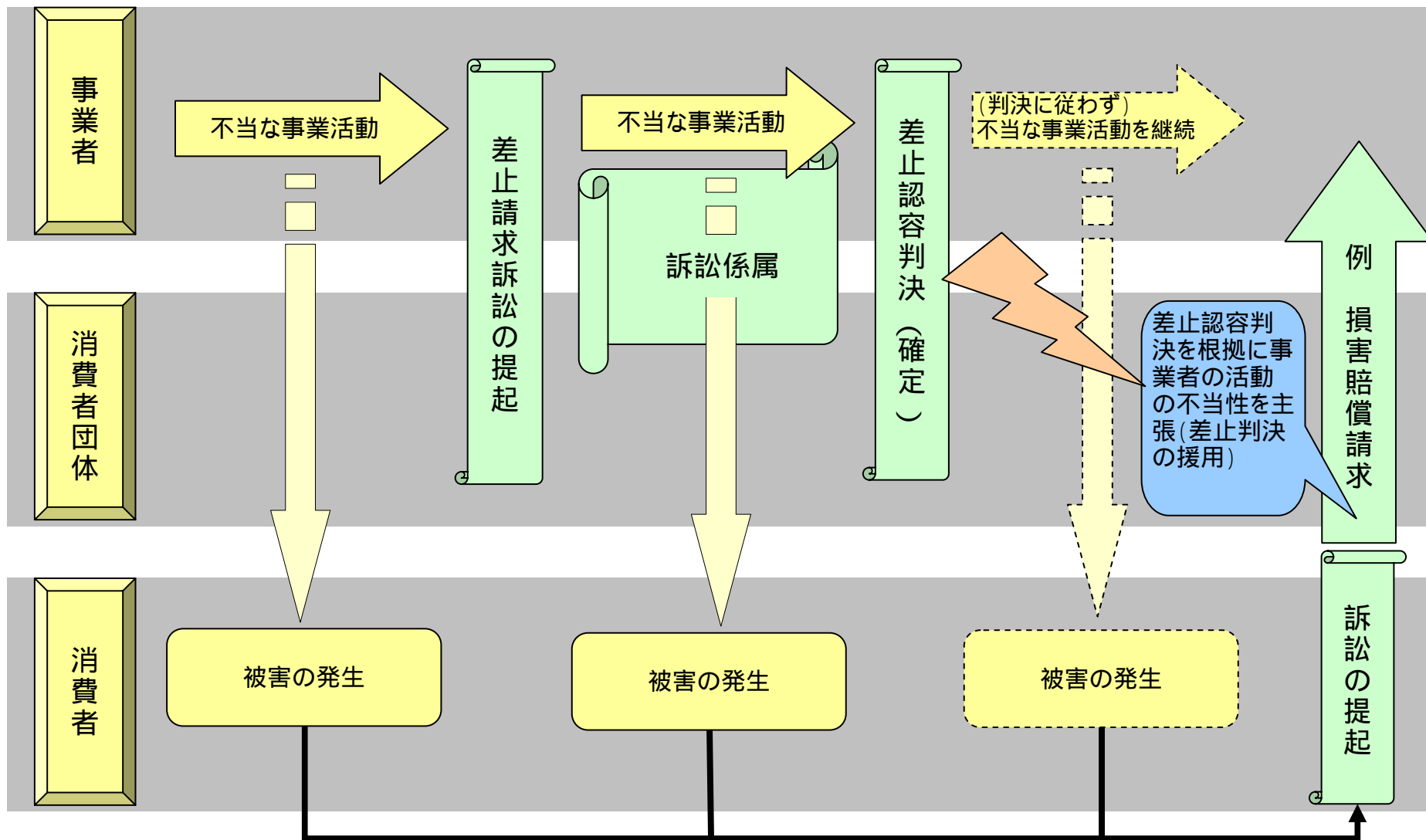
### 【ドイツにおける判決の援用制度の活用状況】

不当約款の差止については、敗訴した約款使用者が差止命令に違反するとき、影響を受ける契約当事者が差止命令の判決を援用する限り、約款における当該条項は無効とみなされる（差止訴訟法 11 条）。これは、既判力の例外として判決効を第三者に拡張する制度である。しかしながら、連邦司法省でのヒアリングによれば、判決の結果がマスコミによって公表されたり、事業者が自主的に是正することが多いので、実際にはこの援用制度はほとんど活用されていないという。

（「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」より抜粋）

(別紙)

# 援用制度のイメージ



## (資料 22) 土地管轄について

### 【定義】

管轄とは、裁判所間での裁判権の分担の定めである。管轄の生じる根拠により、法定管轄（法律によって直接定まる管轄）等に分類される。

法定管轄には分担を決める基準により更にいくつかの管轄に分類され、そのうちの一つとして土地管轄がある。

土地管轄とは、事件に対する同種の裁判権（民事裁判権等）の行使を所在地を異にする同種の裁判所（地方裁判所等）のどれに分担させるかの定めである。

土地管轄は、事件の当事者又は訴訟物と密接に関連する特定の地点（裁判籍）の所在地を管轄区域内に持つ裁判所に生じる。

### 【裁判籍】

裁判籍には以下の区分がある。

#### 1．普通裁判籍

被告の生活・活動の根拠地は、当事者間の公平の考慮に基づき、訴訟において受動的立場にある被告への便宜の観点から、事件の種類を問わず一般的に管轄権が認められる。これを普通裁判籍という（民事訴訟法第4条）。

#### 2．特別裁判籍

特別裁判籍とは、特定の種類の事件の特質に応じ、普通裁判籍と競合して又はその例外として認められる裁判籍である。

特別裁判籍は、他の事件とは無関係にその事件について独立に認められるものであり、具体的には民事訴訟法第5条で列挙されている（別紙参照）。

### 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（普通裁判籍による管轄）

第四条 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

3 （略）

4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5・6 （略）

(別紙) 民事訴訟法第5条に定められている土地管轄の特別裁判籍

訴 え の 内 容		訴 え を 提 起 で き る 管 轄
1	財産権上の訴え	義務履行地
2	手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え	手形又は小切手の支払地
3	船員に対する財産権上の訴え	船舶の船籍の所在地
4	日本国内に住所（法人にあっては、事務所又は営業所）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え	請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
5	事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの	当該事務所又は営業所の所在地
6	船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え	船舶の船籍の所在地
7	船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え	船舶の所在地
8	会社その他の社団又は財団に関する訴えで社員としての資格に基づくもの等に関するもの	社団又は財団の普通裁判籍の所在地
9	不法行為に関する訴え	不法行為があった地
10	船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え	損害を受けた船舶が最初に到達した地
11	海難救助に関する訴え	海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地
12	不動産に関する訴え	不動産の所在地
13	登記又は登録に関する訴え	登記又は登録をすべき地
14	相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え	相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地
15	相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの	相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地

## (資料 23) 訴額について

### 【定義】

訴額とは、訴えによって原告が被告に対して主張する権利関係について原告が有する直接の経済的利益を金銭評価した額（訴訟の目的の価額）であり、事物管轄(注1)及び印紙の貼用により納めるべき手数料の額の算定の基準となる。

訴訟上の請求は、経済的利益を目的とする財産権上の請求と経済的利益を目的としない非財産権上の請求の二種類があり、非財産権上の請求については、以下のように扱われる。

(注1) 第一審訴訟事件に対する裁判権を簡易裁判所と地方裁判所との間で分担する定めをいう。

訴額が140万円を超えない請求は簡易裁判所に、これ以外の請求は地方裁判所に属する。

### 【非財産権上の請求について】

非財産権上の請求については、その性質上訴額は考えられないので、

- ・ 事物管轄との関係では140万円を超えるものとみなし地方裁判所の管轄に属するものとされ、
- ・ 手数料の額との関係では160万円とみなされる。

なお、財産権上の請求であっても、訴額の算定が極めて困難な場合は、非財産権上の請求と同様に扱われる。

### 【参考条文】

商法（明治32年法律第48号）

第二百六十七条 六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

2 (略)

3 会社が第一項ノ請求アリタル日ヨリ六十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ同項ノ請求ヲ為シタル株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得

4 前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

5 前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス

6・7 (略)

### 【訴えの提起における手数料の算定方法】

手数料の具体的な算出方法は、民事訴訟費用等に関する法律第3条及び別表第1に規定されており、訴えの提起における手数料は、訴額の目的の価額に応じて、以下に定めるところにより算出して得た額となる。

訴 額 の 目 的 の 価 額	手 数 料 の 額
100万円までの部分	その価額10万円までごとに 1,000円
100万円を超え500万円までの部分	その価額20万円までごとに 1,000円
500万円を超え1,000万円までの部分	その価額50万円までごとに 2,000円
1,000万円を超え10億円までの部分	その価額100万円までごとに 3,000円
10億円を超え50億円までの部分	その価額500万円までごとに 1万円
50億円を超える部分	その価額1,000万円までごとに 1万円

例えば、非財産権上の請求（訴額が160万円とみなされる）の場合、手数料は、  
100万円までの部分について  $100万 \times 1,000円 / 10万 = 10,000円$   
残りの60万円の部分について  $60万 \times 1,000円 / 20万 = 3,000円$   
計 13,000円となる。

### 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（訴訟の目的の価額の算定）

第八条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。

民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2・3 （略）

（訴訟の目的の価額等）

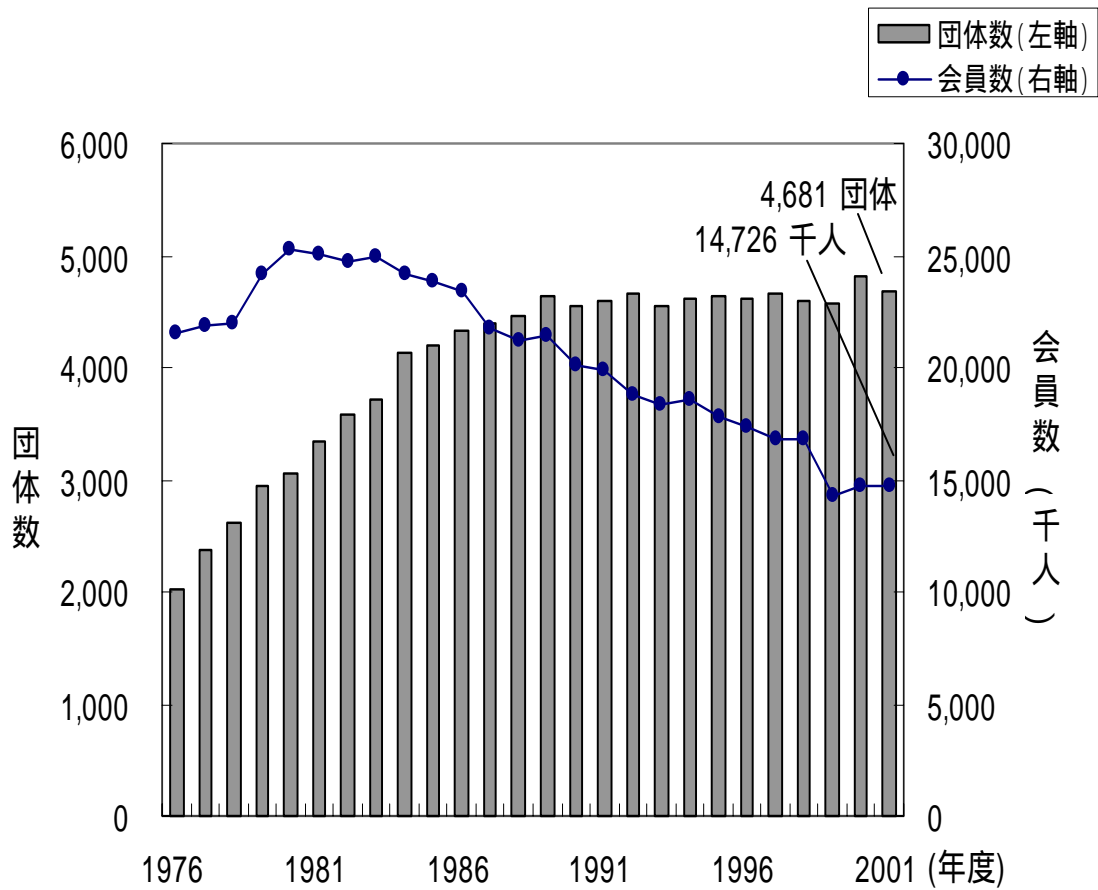
第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。

財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3～7 （略）

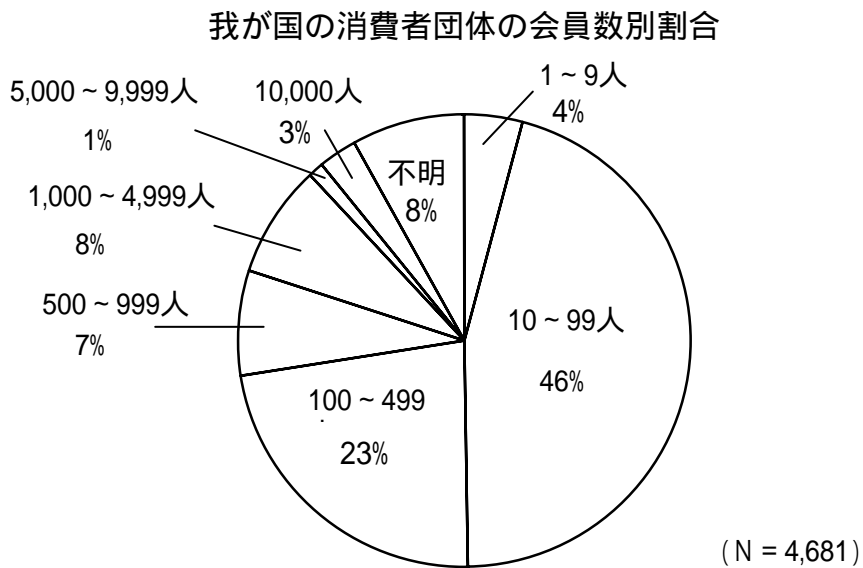
(資料 24) 我が国の消費者団体の会員数とその推移 (平成 13 年 7 月現在)



(備考)・内閣府「平成 14 年度消費者団体の概要」より作成

- ・本調査で対象とした消費者団体は、「消費者の権利・利益擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体(企業・業界団体は除く)」である。

(資料25) 我が国の消費者団体の会員数別割合



- (備考) ・内閣府「平成14年度消費者団体の概要」  
 ・会員数の集計の際は、下部団体の会員数を含めている。

(資料26) 法人格を取得している消費者団体数

法人格	全団体	
	うち、中央団体	
社団法人	15	1
財団法人	20	4
NPO法人	10	0
社会福祉法人	1	0
合計	46	5

- (備考) ・内閣府「平成14年度消費者団体の概要」より作成  
 ・集計に当たっては、全4,681団体(うち中央団体30)中、消費者団体の名称に法人格を含む(例:「社団法人」が名称の中に含まれている)ものを対象としている。

(資料27) 我が国の消費者団体の活動地域別団体数

会員規模 (人)	中央団体		県域団体		地域団体	
	団体数	割合 (%)	団体数	割合 (%)	団体数	割合 (%)
1 ~ 9	0	0.0%	5	1.2%	193	4.6%
10 ~ 99	1	3.3%	83	19.4%	2,046	48.4%
100 ~ 999	1	3.3%	73	17.1%	1,346	31.9%
1,000 ~ 9,999	2	6.7%	110	25.7%	320	7.6%
10,000 ~	14	46.7%	86	20.1%	29	0.7%
不明	12	40.0%	71	16.6%	289	6.8%
合計	30		428		4,223	

(備考) ・内閣府「平成14年度消費者団体の概要」より作成

・本調査においては、

中央団体：都道府県域を超えてブロックまたは全国的に活動している団体

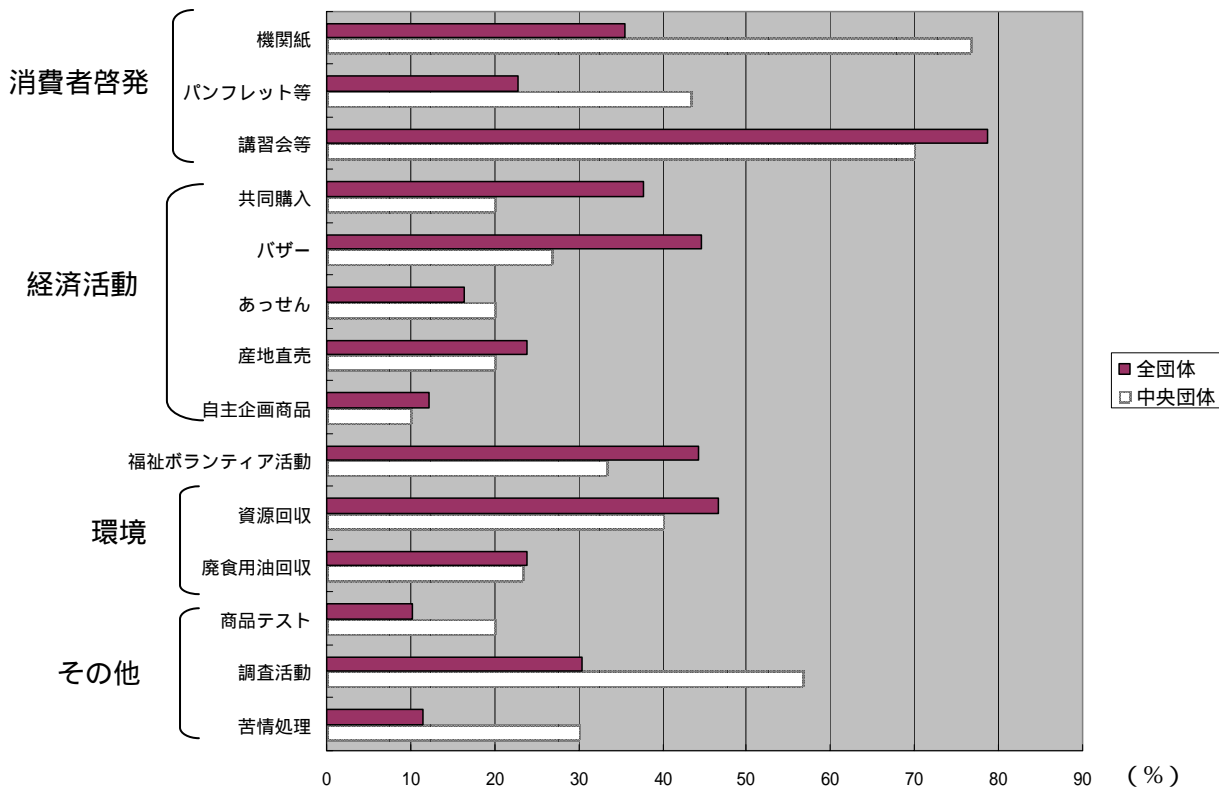
県域団体：都道府県のおおむね全域に会員を持ち、活動を行っている団体

地域団体：郡、市、町、村などを範囲として活動を行っている団体

としている。

(資料28) 我が国の消費者団体の活動内容

消費者団体の主な活動



(備考) 1. 内閣府「平成14年度消費者団体概要」より作成  
 2. 本調査における「中央団体」とは、「都道府県域を越えてブロックまたは全国的に活動している団体」であり、具体的には、以下の団体を指す。

- |                  |                     |                  |
|------------------|---------------------|------------------|
| (財)あしたの日本を創る協会   | 新日本婦人の会             | 生ごみリサイクル全国ネットワーク |
| (財)全国母子寡婦福祉団体協議会 | 全国牛乳パックの再利用を考える会連絡会 | 日本主婦連合会          |
| (財)日本消費者協会       | 全国漁協婦人部連絡協議会        | 日本消費者連盟          |
| (財)ベターホーム        | 全国公団住宅自治会協議会        | 日本生活協同組合連合会      |
| (社)栄養改善普及会・全国誌友会 | 全国消費者協会連合会          | 日本青年団協議会         |
| JA全国女性組織協議会      | 全国消費者団体連絡会          | 日本母親大会連絡会        |
| 関西消費者団体連絡懇談会     | 全国生活学校連絡協議会         | 日本婦人団体連合会        |
| 関西生活者連合会         | 全国生活研究グループ連絡協議会     | 日本婦人有権者同盟        |
| 主婦連合会            | 全国地域婦人団体連絡協議会       | 婦人民主クラブ          |
| 消費科学連合会          | 全国友の会               | リサイクル運動市民の会      |
- (順不同)